

令和2年第5回ニセコ町議会定例会 第1号

令和2年6月11日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 陳情第 1号 自家増殖を原則禁止とする種苗法改定の取り下げを求める意見書採択についての陳情書
(陳情者/ニセコ町 桑添 のぞみ)
- 6 陳情第 2号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書提出を求める陳情書
(陳情者/ニセコ町農民同盟 委員長 大田和広)
- 7 報告第 1号 ニセコ町土地開発公社経営状況の報告について
- 8 報告第 2号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告について
- 9 報告第 3号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告について
- 10 報告第 4号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告について
- 11 報告第 5号 ニセコ町個人情報保護条例運用状況の報告について
- 12 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
(令和元年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 13 承認第 2号 専決処分した事件の承認について
(令和元年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算)
- 14 承認第 3号 専決処分した事件の承認について
(令和元年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算)
- 15 承認第 4号 専決処分した事件の承認について
(令和元年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算)
- 16 議案第 1号 農業委員の選任について (荒木 隆志)
- 17 議案第 2号 農業委員の選任について (大橋 敏範)
- 18 議案第 3号 農業委員の選任について (芳賀 修一)
- 19 議案第 4号 農業委員の選任について (笹塚 成之)
- 20 議案第 5号 農業委員の選任について (大野 智美)
- 21 議案第 6号 農業委員の選任について (久保 正人)
- 22 議案第 7号 農業委員の選任について (高橋 洋)
- 23 議案第 8号 農業委員の選任について (長井 修)

- 24 議案第 9号 農業委員の選任について（大道 正幸）
- 25 議案第10号 農業委員の選任について（大田 和広）
- 26 議案第11号 農業委員の選任について（佐藤 寿恵）
- 27 議案第12号 農業委員の選任について（茶谷 久登）
- 28 議案第13号 ニセコ町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
（提案理由の説明）
- 29 議案第14号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更について
（提案理由の説明）
- 30 議案第15号 ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例
（提案理由の説明）
- 31 議案第16号 ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例
（提案理由の説明）
- 32 議案第17号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
（提案理由の説明）
- 33 議案第18号 ニセコ町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
（提案理由の説明）
- 34 議案第19号 ニセコ町環境審議会設置条例の一部を改正する条例
（提案理由の説明）
- 35 議案第20号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算
（提案理由の説明）
- 36 議案第21号 令和2年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算
（提案理由の説明）
- 37 発議第 4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案
（提出者／ニセコ町議会議員 木下 裕三）
- 38 発議第 5号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書案
（提出者／ニセコ町議会議員 斉藤うめ子）
- 39 発議第 6号 気候非常事態宣言に関する決議案
（提出者／ニセコ町議会議員 浜本 和彦）

○出席議員（10名）

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 篠原 正 男 | 2番 木下 裕 三 |
| 3番 高瀬 浩 樹 | 4番 榊原 龍 弥 |
| 5番 斉藤 うめ子 | 6番 浜本 和 彦 |
| 7番 小松 弘 幸 | 8番 高木 直 良 |
| 9番 青羽 雄 士 | 10番 猪狩 一 郎 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	片	山	健	也
副	町	林		知	己
会	計	加	藤	紀	孝
総	務	阿	部	信	幸
防	災	青	田	康	二
企	画	山	本	契	太
企	画	柏	木	邦	子
税	務	芳	賀	善	範
町	民	中	村	正	人
保	健	桜	井	幸	則
農	政	中	川	博	視
国	営	石	山		智
商	工	福	村	一	広
商	工	高	橋	葉	子
建	設	高	瀬	達	矢
建	設	黒	瀧	敏	雄
上	下	石	山	康	行
総	務	馬	渕		淳
財	政	島	崎	貴	義
教	育	菊	地		博
学	校	前	原	功	治
町	民	佐	藤	寛	樹
学	校	富	永		匡
幼	児	酒	井	葉	子
農	業	山	口	丈	夫

○出席事務局職員

事	務	局	長	佐	竹	祐	子
書			記	中	野	秀	美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第5回ニセコ町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（猪狩一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において2番、木下裕三君、3番、高瀬浩樹君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（猪狩一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月18日までの8日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月18日までの8日間と決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（猪狩一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、阿部信幸君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課長、山本契太君、企画環境課参事、柏木邦子君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、中村正人君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長、中川博視君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、福村一広君、商工観光課参事、高橋葉子君、建設課長、高瀬達矢君、建設課参事、黒瀧敏雄君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、馬渕淳君、財政係長、島崎貴義君、教育長、菊地博君、学校教育課長、前原功治君、町民学習課長、佐藤寛樹君、学校給食センター長、富永匡君、幼児センター長、酒井葉子君、農業委員会事務局長、山口丈夫君、以上の諸君です。

次に、お手元に配付したとおり、監査委員から例月出納検査の結果報告3件を受理しておりますので、報告します。また郵送による陳情を受理しております。それらの内容は、お手元に配付したとおりです。

次に、3月定例会以降の議長及び副議長の動静について報告します。その内容は、別紙報告書の

とおりで。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（猪狩一郎君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） おはようございます。第5回ニセコ町議会、どうぞよろしく願いをいたします。

第5回ニセコ町議会定例会に当たって、行政報告をいたします。

令和2年6月11日提出、ニセコ町長。

行政報告書1枚目をめくっていただきまして、総務課の関係であります、土地の寄贈について、記載のとおり4月に字桂台302番地415、330平米、これは桂台ハイランドの下のほう、周辺というふうにご理解いただければいいかと思えます。

その下、4月に同じく字峠1番地、合計9筆、3万9,574平米のご寄附をいただいております。これは峠の町有林、世雄寺の奥にあります町有林の手前、世雄寺を過ぎて右側の奥といいますか、この2件ともいずれも山林等以外ではちょっと利用不能な土地かなというふうに思いますが、ニセコ町の緑を守るために今後活用させていただきたいというふうに考えております。

その下、2として立木（伐採木）の売払いということで絹丘の町有地、これまでどおり国営緊急農地再編事業の土を利用するというので、上部にある木を伐採し売却をしております。金額、契約月日は記載のとおりとなっております。

次に、2ページ目でございますが、北海道町村会の定期総会、書面会議というふうになっておりまして、その下、4として羊蹄山麓町村長会議、4月10日、5月19日、それぞれ行われております。4月は新型コロナウイルス感染症に対する町村対応についての情報交換を町村長同士で行っているということと、19日は現在も増えておりますが、山菜取りに伴う捜索に当たったときどう対応するかということ警察署長に要請するとともに、山麓で投じて山菜取りの啓発注意といいますか、そういうことを行っていこうということでありまして、山菜取りの遭難があった場合、これまでどおりコロナ感染症の以前のような捜索活動というのはできないのではないかとということで啓発をするということで進めているところであります。

その下、5として泊原子力発電所の安全対策及び北海道電力の事業運営に関する報告ということで、4月2日以降記載のとおりそれぞれ報告を受けているところであります。

3ページ目めくっていただきまして、中ほどに8として国土強靱化地域計画、これは私ども既につくっておりますけれども、今後これらの活用についての説明会が行われ、防災専門官が出席しております。

また、その下、9として令和2年度後志総合振興局管内防災機関連絡会議が6月4日、テレビ会議として行われております。

次、4ページ目ではありますが、上段11としてニセコ町新型インフルエンザ等対策本部会議の設置ということで4月8日、これは新型インフルエンザ等の対策の法律に基づいて設置したものでありまして、既に危機管理対策本部、ニセコ町設置しておりますが、延べ12回これまで開催しております、この危機対策本部会議と新型インフルエンザ対策本部会議を並行して一緒にずっとやってきているというような状況であります。

その下、12として職員採用ということで、一般職職員記載のとおり4名、それから保育士、教諭ということで3名記載のとおり採用し、現在のところ職員定数98に対して95人の充足ということであります。

次めくっていただきまして5ページ目、今度は企画環境課の関係であります。北海道新幹線高速道路の建設促進あるいは後志総合開発期成会、要望活動、これらは全て書面会議や書面での郵送で依頼をしているというような状況でありまして、要請活動につきましては今後インフルエンザ等の状況を見てまた検討するというところで現在動いているところであります。

5ページ目中ほど、3として土地開発公社理事会、4月27日開催をされております。この中でSDGsの土地の関係、取得についても役員の合意を得て進めるということになっているところであります。

以下、4として国際交流事業の実施状況、国際交流に関して記載のとおりとなっております。

6ページ目ではありますが、5として地域公共交通ということで令和元年度デマンドバスの運行状況記載のとおりとなっております。表にありますとおり、特に3月におきましては前年対比494名の減ということで、コロナウイルス等の感染等も大きいかなというふうに思いますが、その特に下のほう、令和2年度のデマンドバスの運行状況、4月については前年から見るとこの528名という大きな落ち込みとなっているということであります。ステイホーム等の影響が一番大きいものというふうに考えております。

次に、7ページ目ではありますが、6としてふるさとづくり寄附、ふるさと住民票、新条例以降の寄附状況をそこに(1)ということで記載のとおりとなっております。これまで寄附総額5,369万6,953円ご寄附いただいております、現在の基金残高年度末では3,844万1,816円というような状況になっているということでありまして、令和元年度のこのふるさとづくり寄附における活用状況記載のとおりとなっております。

8ページ目、6の(2)のところではありますが、上段地域別寄附者及びふるさと住民登録者数ということで、現在ふるさと住民64名の方に登録をいただいているところであります。

その下、7として新型コロナウイルス感染症緊急経済対策特別定額給付金の給付状況ということで6月2日現在、これは4月27日の住民登録者という形で各世帯に配分しているものでありますが、現在91.12%の申込み給付決定ということで、6月2日現在ということであります。

その下、8として新型コロナウイルス感染症の、いわゆる地方に配る地方創生臨時交付金というものでありますが、これまでテレビ等で流されておりますが、1兆円各自治体にリーマンショック以上ということでありましたが、ニセコにおいては5,646万4,000円ということで、リーマンのときは1億9,000万円を超えておりましたので、今回2兆円さらに今交付されて、西村大臣は全自治体に

リーマンショック以上の給付を行うということをテレビで申しておりますので、そのことに期待をしたいというふうに思っております。現在実施計画交付対象経費として、国に1億4,849万4,000円の事業、それから内訳としては感染防止に3事業1,300万円、生活支援に2事業1,000万円、経済対策の13事業で1億2,400万円強ということで記載のとおりとなっております。

次、9ページ目ではありますが、9として地域おこし協力隊事業の活動状況ということで本年4月に3年目隊員4人、2年目隊員9人、5月に新隊員4人、6月に新隊員1人を任用し、計18名の方が記載のとおり町内各事業所等で活躍中という状況であります。

9ページ目後段の10として、集落支援の活動状況ということで本年4月に継続2名、新規4名、5月に新規1名を任用し、役場等において活躍されております。名前等は記載のとおりとなっております。

次に、10ページ目を御覧いただきたいと思えます。11として地方創生推進交付金事業についてということで、(1)、ローカルスマート交通事業、これは町内における公共交通の最適化ということで進めておまして、今年度は以下の取組を行うということで、これまで行ってきた助け合い事業の継続、検討とそれを広げるような横展開の検討をしたいと。

それから、2として公共交通の最適化の実証試験、これの便数を含めて拡充したいということであります。

その下、(2)としてN I S E K O生活・モデル地区構築事業ということで、これまで街区の基本設計、テストマーケティング、地元工務店向けの技術研修を行ってまいりましたが、今年度はN I S E K O生活・モデル地区の実施設計、モデル地区における住民対話、関係者との開発体制づくり、そこに記載のとおりとなっておりますが、特に④、高性能住宅建設等のための地元工務店向け技術研修や、これらの街区の管理運営の在り方というものについて議論を深めていくというような予定になってございます。

次に、11ページ目をめくっていただきまして、(3)として木材を中心とした地域商社事業ということで、ニセコ町、せっかくこういう林地がたくさんある中でなかなか地域で木材等の循環ができていないということで、これらの後段のほうに書いてありますが、今年度は以下の取組を行うということで木材を中心とした地域資源の域内加工、調達の新たな仕組みづくりに向けた連携体制の構築、木材の域内調査、加工に向けたモデル事業。それから、3として地域ポイント導入に向けた協議、調整ということを進めていき、このニセコ町にある豊かな森林資源というのを将来につなげていきたいというふうに考えているところであります。

その下、13、ニセコ中央倉庫群指定管理状況ということでありますが、4月、5月の状況を書いておりますが、新型コロナウイルスの感染症対策により利用者というのは記載のとおり大幅な減というような状況になっております。

その下、14として移住定住相談窓口の設置状況ということで、その設置場所がニセコ中央倉庫群旧でんぷん工場、相談員奥田さんが一生懸命現在やっただいておまして、先般もオンラインでの全国移住フェアにもニセコ町が出展しているという状況で、今後こういったオンラインを活用しての移住定住相談というのは重要ではないかというふうに考えております。

次に、12ページ目ではありますが、15としてE-bike（高機能電動アシストつきスポーツ自転車）の実証導入ということで記載のとおりとなっております。これもコロナウイルスの関係があって、利用等を今後検討してまいりたいというふうに考えております。

その下、16として地熱発電の調査・理解促進事業の打合せということで、4月14日記載のとおり打合せしておりますが、北海道立総合研究機構地質研究所の全面的な支援を受けながら現在進めているとの状況であります。

その下、17として環境自治体会議（WEB会議）ですとか、それぞれ環境モデル都市推進条例の制定に向けた検討等を記載のとおり行っているところであります。

13ページ目ではありますが、新庁舎、現在鋭意建設を進めておりますが、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、これは環境省の補助金を活用させていただくことになっておりますが、4分の3の補助率で新庁舎費用のうち断熱材、断熱窓、高効率照明、LPGマイクロコージェネレーションの導入にかかる費用の補助ということで2億2,700万円、補助交付申請額1億7,000万円ということで、これらについて環境省の応援を得て庁舎建設を進めるということにしております。温室効果ガスがこれにより40.9トン年間削減できると。運転費用も172万2,000円削減できるということになって進めているところであります。

その下、21としてまちづくり会社設立に向けた準備ということで、記載のとおり議員協議会、それから出資事業者との打合せ、金融機関等の協議を行って現在まで来ているところであります。

次に、14ページ目、22、コミュニティFM事業の実施状況ということで記載のとおりとなっております。

その下、23、こんにちは・おぼんです町長室につきましては、4月、5月、今月6月もこのコロナウイルスの感染症予防ということで中止をさせていただきまして、次回は7月15日の13時、昼のこんにちは町長室から再開をしてみたいというふうに考えております。

その下、24、行政視察の受入れ状況ということでありますが、去年は460人、40団体ご視察いただいておりますが、現在のところはこういった状況でありますので、予約含めてゼロというような状況になっているところであります。

次に、15ページ目、税務課の関係であります。税収の収納実績、記載のとおり令和2年5月末現在の出納閉鎖期の状況を書いております。

その下に税務の状況書いておりますが、令和元年度分の町税の徴収率は99.7%となり、現年度分対前年比は町民税で0.17ポイント、固定資産税で0.03ポイント、軽自動車税で0.15ポイントの増で、国保税を除く町税全体で0.08ポイントの増加となっております。収入実績では、町民税で1,574万円の増額など全体で2,733万円の増額となりました。国保税は対前年比0.96ポイントの増となっております。滞納繰越分の徴収率は前年比で国保税を除く全体で6.53ポイントの減となりました。国保税は5.56ポイントの増となっております。現年度分の調定額が1,784万円増額しながら収納率を維持できたということでありまして、徴収対策の成果が一定程度出たものというふうに考えております。全体の状況としては、国保税を除く町税全体で現年度分、滞納繰越分の合計収納率を99.25%と0.12ポイント増加することができております。税務課職員の懸命な徴収努力によってかなり効率の

高い水準の徴収率を維持できたというふうに考えております。

次に、16ページ目であります。町民生活課の関係であります。町民センターの利用状況記載のとおりとなっております。現在町民限定で利用させていただいておりますが、コロナウイルスの状況等を勘案しながら会合に向けて検討を進めてまいりたいというふうに考えております。なお、6月いっぱいまで町民が利用する使用料につきましては無料という形で進め、今後コロナウイルスの感染状況を見ながらこれらのことも検討してまいりたいというふうに考えております。

その下、2として住民基本台帳ネットワークということで、マイナンバーカードの交付状況記載のとおりとなっております。

3として、一般廃棄物の処理状況、ごみの状況記載のとおりであります。(2)として、一般廃棄物最終処分場の状況を記載しております。

次に、17ページ目であります。行政推進員会議4月27日予定しておりますが、残念ながら新型コロナウイルス感染症予防のため中止とさせていただきました。

また、春のクリーン作戦におきましても新型コロナウイルス感染症対策のため中止としております。

6として、交通安全運動の推進についてということで、各それぞれ交通安全運動をやっているのと、(3)以下の交通安全協会あるいは推進委員会等それぞれほとんどのものが今書面会議ということになってございます。

それから、17ページ後段で9として無料法律相談の開設ということで記載のとおり町民センターにおいて札幌弁護士会の応援を得て開催させていただいたところでございます。

次に、18ページ目であります。保健福祉課の関係であります。社会福祉委員、民生委員会を書面会議で5月14日ということで開催させていただいております。

2として、ニセコハイツ等の入居状況、これは5月末日現在であります。ニセコハイツにおきましては50人中50人、グループホームきら里においては18人の定員中16名の入所ということになっております。

その下、3として第5回日本ユニセフ、子どもにやさしいまちづくり委員会、これはウェブ会議、ネットを通じての会議ということで記載のとおり開催されております。

4として、ニセコ子ども館の利用状況、そこに記載のとおりとなっております。現在72名が子ども館、学童保育利用されておりますが、今年から人員の体制ができましたので、枠があるうちにおいては小学4年生ということで現在4名の方が子ども館を利用されているというような状況であります。

その下、18ページの後段であります。5として各種健診等の実施状況、乳児健診健康診査から始まって19ページ、それぞれ健診関係、それから健康相談や健康教室等記載のとおりとなっております。

19ページ、下のほうであります。9としてエキノコックス症予防(駆除)対策、ボランティアの方の応援を得ながらこれまで進めておまして、残念ながら5月についてはコロナウイルス感染症予防のため中止としておりますが、状況を見て今後またボランティアの皆さんにご協力いただく

こととしております。

次、20ページ目上段であります。11としてニセコ医院からの要望書についてということで、5月25日、ニセコ医院理事長から新型コロナウイルスの影響による支援についての要望書が提出され、これを受理したところであります。

その下、12として地域包括支援センターの運営状況ということで、総合相談、地域ケア会議、サービス会議それぞれ記載させていただいております。

また、(3)で認知症初期集中支援事業、これらのことも書いておりますが、一部はコロナウイルス感染症対策のために中止をしているものもあります。

次に、その下、(4)として介護予防事業、令和元年の実績、それぞれ記載のとおりというふうになっております。

以下、21ページ、中段までこれらの活動について書かせていただいております。(5)として家族介護支援事業ということで令和元年度、それから5月末までの状況についてそれぞれ書かせていただいております。

あと、この保健福祉課の関係におきましては、7月20日に例年開催させていただいております戦没者追悼式につきましては、遺族会の会長さんと協議の上、今回においてはこういった感染症の予防という観点も含めて7月20日10時から町民センターの式典は取りやめて、忠魂碑前において遺族会会長、それから町議会議長、町長の3者による献花のみを行うということで簡素化して実施したいということで考えているところであります。

また、毎年9月に開催をしているニセコ町敬老会につきましては、コロナウイルス感染症予防の観点から本年は中止する方向で調整をしているところでございます。

次、22ページ目、農政課の関係であります。ニセコ町農業担い手育成協議会等各種農業振興会議をはじめ各種の会議、ほとんど記載のとおり書面での会議ということで22ページ目、上からそれぞれ会議について書いているところであります。

次に、23ページ目、7としてニセコ町農業委員評価選考委員会の開催ということで5月1日、それから5月19日それぞれ評価委員会を開催し、19日には評価委員会から農業委員会の選考についての答申を受けているということでございます。

中ほど、8としてニセコ町堆肥センターの運営状況、記載のとおりとなっております。

以下、9、10それぞれ明暗渠掘削事業の申込み状況、農業用水路等補修事業の実施状況について記載をしたところであります。

次に、24ページ目であります。国営農地再編推進室の担当の状況であります。促進期成会の役員会、これも書面会議、それから促進期成会の総会、これについても書面会議ということで大変集まっているいろいろな意見交換したいところであります。残念ながらこういう状況でありますので、記載のとおりそれぞれ各地区の推進委員会においても書面により皆さんの合意を得ているというような状況であります。

次に、ページめくっていただきまして25ページ目、商工観光課の関係であります。全体的にそこに令和元年度の観光入り込み客数の調査結果というふうに書いておりますが、平成30年と令和元年

度の比較におきましては、ニセコ町の総入り込み数としては記載のとおり4.9%と伸びておりますが、宿泊客数、宿泊延べ数においてはそれぞれ記載のとおりマイナス6.7%の減少ということになっておりまして、外国人の宿泊においても記載のとおり19.8%の減少を見ているとの状況であります。外国人の宿泊者の上位10か国につきましては中国、香港、オーストラリア、アメリカから始まって記載のとおりとなっております。

その下、2としてニセコグリーンバイクプラス（電動自転車のレンタル事業）であります。コロナウイルスの感染の状況で現在中止している状況であります。終了とともに多くの皆さんに活用いただく予定としてございます。

次に、26ページ目ですが、3としてニセコ観光圏協議会、以下それぞれニセコ観光客プロジェクトまでの間、書面会議ということになってございます。

それから、5としてニセコリゾート観光協会の取締役会が3月30日と5月28日、それから6としてキラットニセコの取締役会が3月23日と5月の28日それぞれ開催されております。

次に、27ページ目を御覧いただきまして、ニセコ駅前温泉綺羅乃湯の入館状況ということで記載のとおりとなっております。昨年は綺羅乃湯温泉改修等を行って入館者がいない月もありますので、全体では8.5%の減というような状況となっております。

その下、8として後志観光連盟の幹事会や理事会、総会につきましてはそれぞれ記載のとおり書面会議となっているところであります。

27の一番下の羊蹄山管理保全連絡協議会の総会も書面会議であります。羊蹄山の山小屋につきましては基本的には日帰り登山、特別な事情があった場合については宿泊といえますが、そういうものはやむを得ないというような取扱いになって現在のPRをさせていただいているというような状況であります。

28ページ目、ニセコ山系観光連絡協議会、一番上、10として書いておりますが、これも残念ながら書面会議ということになっております。

11として、第10回東京ニセコ会総会、これは10回目ということで本年5月17日に東京都内で開催予定でありましたが、現在11月1日に延期という知らせを受けております。

その下、ニセコ山開き、その下、北海道トライアスロン実行委員会等、これらにつきましても中止ということで連絡を受けております。

その下、14として商工業の振興についてということで、綺羅カード、ポイントカードの状況ということでキッズカードの登録者数が447人が登録されているとの状況であります。

以下、(2)として起業者等の支援事業、令和元年度は5件が対象となったということであります。

その下、令和2年度ニセコ町商工会の総会5月15日、これも書面会議となっております。

次に、29ページ目御覧いただきまして、ようてい地域消費生活相談窓口の運営状況をそれぞれ相談受け付け状況記載のとおりとなっております。会議につきましては、これも書面会議ということで終わっております。

以下、羊蹄山麓の季節労働者の協議会も書面会議となっております。

商工観光課関連では、8月1日予定しておりました七夕の夕べ花火大会が5月28日、実行委員会が開催され、本年についてはやむを得ず中止とするという連絡を受けております。

次に、30ページ目、建設課の関係であります。町営住宅入居者選考委員会の開催ということで4月22日、5月20日それぞれ記載のとおり開催をされております。

その下、2として新庁舎外装れんが用粘土採取会、4月10日にニセコ町の幼児センター、くま組、ひつじ組の子どもたち81名がこの庁舎のところに来まして、新庁舎の建設現場でこの下の土の地下に使う土が大変粘土でれんがに適しているということで、子どもたちが粘土を取って、その粘土を庁舎建設に使うという、れんがを使うというようなことでやっております。なかなかコロナウイルス等のこともあって広く皆さんにお知らせする状況ではなかったものですから、あまりPRしておりませんが、子どもたちはもう大変喜んでもっとやりたいと、帰りたくないというような声もたくさんあったというふうに聞いております。

その下、4として国土利用計画法に基づく土地取引の状況ということで、3月から5月にかけて1ヘクタール以上の取引というものは全部で4件、そのうち海外資本のものが2件、3.6ヘクタールとなっているというような状況であります。

次に、31ページ目、景観条例に基づく協議状況ということで、昨年までの開発件数、それから本年に入って4月から5月まで開発事業1件、屋外広告物1件と記載のとおりとなっております。

その下、上下水道課の関係であります。1として曾我地区（第1）配水管破裂事故ということで4月15日午前2時40分、記載のと通りの配水管破裂事故がありまして、午前3時15分から現地に対策を進めたということで、午前5時45分から水道事業者による復旧工事ということで午前9時半に復旧作業完了ということでありました。毎年のように石原部分ということでありますので、できるだけ早く耐震化への布設替えを行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、32ページ目であります。農業委員会の関係であります。農業労務賃金協定協議会、3月23日開催されまして記載のとおりとなっております。

その下、消防組合ニセコ支署の関係であります。1として羊蹄山麓消防組合議会、3月27日記載のとおり開催されております。

また、その下の婦人消防クラブの通常総会、役員会、これも書面会議ということでなっております。

以下、33ページ目から災害出動、救助出動、山岳救助、それから火災出動、警戒出動ということで記載のとおりとなっております。5月にはドクターヘリが2回町内に着陸しているというような状況であります。

34ページ目の5として、ニセコ救急の出動状況それぞれ記載のとおりとなっております。コロナウイルスの感染対策で観光客の減に伴って出動は記載のとおり落ちているというような状況であります。

以下、建設工事、委託工事等について進捗状況を記載しておりますので、後ほど御覧いただければありがたいと思っております。

以上で第5回ニセコ町議会定例会に当たっての行政報告を終わらせていただきます。どうぞよろ

しくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 教育長、菊地博君。

○教育長（菊地 博君） おはようございます。それでは、引き続きまして私のほうより教育行政報告を行います。第5回ニセコ町議会定例会教育行政報告。

令和2年6月11日提出、ニセコ町教育委員会教育長、菊地博。

それでは、お手元の資料1ページをお開きください。初めに、大きな1として教育委員会の活動を記載しております。（1）、教育委員会議についてですが、3月3日開催の第2回定例会におきましては報告事項として令和2年度教育費予算案の内示等3件、議案として令和2年度教育行政執行方針など5件について、またこのほかにコロナウイルス感染症対策の学校対応について報告と説明を行っております。

続いて、3月27日開催の第3回臨時会におきましては、報告事項として教職員人事異動についてなど10件、議案として第7期社会教育中期計画の策定についてなど9件について審議をしております。

続いて、5月20日開催の第4回定例会におきましては、報告事項14件、議案5件について審議しており、内容としましては各種委員の委嘱、要綱等の一部改正、要保護及び準要保護児童生徒の認定等が主なものとなっております。

2ページに移りまして、（2）及び（3）として主にコロナウイルス感染症対策についての管内の教育長会議及び全道各市町村教育長と道教委等を結ぶネットワーク会議の内容について記載しております。特に（3）にありますように国の緊急事態宣言を踏まえ、道の要請及び道教委の方針を受け、道教委と道内教育長によるテレビ会議を3月以降、記載してありますように5回分散登校や学校行事の持ち方、学習活動の対応についてなど質疑応答や意見交換を中心に開催をしているところであります。

次に、大きな2として学校教育の推進についてです。（1）、学校運営につきまして町内各学校の卒業式、次に3ページをめくっていただきまして、入学式についてそれぞれ記載をしております。いずれもコロナウイルス感染症の蔓延防止対策として式への参加対象を該当児童生徒及びその保護者、教職員に限定するなどの人数制限や祝辞等を割愛するなどの時間短縮、座席間のスペース確保など様々な工夫を講じた上で実施をしております。従来に比べますとかなり簡素化した式となってしまいましたけれども、学校の様々な工夫などで卒業生、新入生ともに思い出に残る式になったと報告を受けております。

また、④の参観日については密集防止の観点で中止、⑥の旅行行事につきましては中学校の3年生の修学旅行につきましては時期や行き先の変更、そして1、2年生による研修旅行、小学校の遠足については現在のところ延期または中止という方向で検討をしているところです。

その前の⑤、交流、体験につきまして近藤小学校の5、6年生による田植体験は予定どおりに6月1日に行われております。

4ページに移りまして、⑦の会議・研修についてですが、感染症対策及びその対応のための臨時の会議を多く開催をし、学校との連携に努めてきたところでございます。

次に、⑧、今年度の全国学力・学習状況調査につきましては感染症対策による学校の状況を考え、文部科学省のほうで中止を決定しております。なお、ここに記載はありませんけれども、小学校5年生及び中学校2年生を対象とした全国体力・運動能力、運動習慣等調査についても同様の理由で今年度は中止となっております。

次に、(2)の児童生徒の状況についてであります。まず①に5月31日現在の児童生徒就学援助費の認定状況を記載しております。小学校、中学校合わせて47世帯63名となっており、前年度より増加傾向にあります。内訳等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、②として、各学校に在籍する児童生徒一覧表を記載しております。ニセコ小は1年生30名が入学。ここ数年ではちょっと少ない入学数になっておりまして、ニセコ小全体では242名、昨年に比べると16名の減になります。学級数でも3学級の減となっております。近藤小学校は1年生10名を加えて昨年度に比べて4名増の33名。ニセコ中につきましては1年生が3年ぶりに複数学級となりまして、生徒も12名増の108名となっております。ニセコ高校は全校生徒58名となっております。なお、昆布小学校につきましては、昨年度に引き続きニセコ町在住児童は現在のところはおられません。

5ページを次におめぐりいただきまして、一番上の表、③として特別支援教育を要する児童生徒と指導体制の状況について記載しております。今年度は、特別支援学級はニセコ小学校に3、ニセコ中学校に3、それぞれありまして、在籍児童生徒数は合計で14名、道費負担の教員が7名、町費負担の特別支援講師4名が配置されております。昨年度と比べて学級では1減、児童生徒では1増、教員が1減となっております。

次に、(4)ですけれども、学校保健関係、①にコロナウイルス感染症予防のために臨時休業及び分散登校になった状況について記載をしております。1回目の臨時休業は、北海道独自の要請を受け、小中学校については2月27日より、高校はその後の国の要請を受け3月2日から、いずれも3月いっぱいまで休校しております。小中学校におきましては、そこに記載のとおり3月に分散登校を実施しておりますが、内容としましては1時間程度児童生徒の健康を確認する程度になっておりまして、給食もこのときには出しておりません。また、2回目につきましては、国の緊急事態宣言が発令されたということで、小中高校全ての学校が4月の20日より5月いっぱい休校となっております。なお、小中学校におきましては4月の最終週及び5月につきましては第3週からここに記載のとおり午前授業、3時間から4時間の授業、そして給食を食べて下校という形で分散登校を行っております。なお、ニセコ高校につきましては3月のときと同様、管外出身の生徒も多いことから分散登校は行わず、メールを使った連絡や課題等の郵送、それから試行的に各学年複数回のオンライン授業の実施をしております。それらを通して生徒の健康や生活状況、学習面等の把握を行ってきたところです。

②としまして、各種健康診断の状況ですが、これも学校の臨時休業、それから再開後の防止対策のために学校医とそれぞれ相談をしまして、尿検査を除いては8月下旬以降に延期しております。年度内には実施をするということで現在調整を図っているところであります。

6ページに進みまして、上段の(5)、ニセコスタイルの教育の実施状況、コミュニティ・スク

ールの関係であります、これも感染症対策ということで1回目の委員会は書面会議ということで、これから開催をする予定になっております。現在は各学校から出されました基本方針を文書で各委員の皆さんに見ていただきまして、意見や質問を受けているところであります。

続いて、(6)、幼児センターの関係につきまして、これも感染症対策により行事及び健康診断等延期、または中止ということでそこに記載をしております。

それから、下のほうの③、入園児童の状況ですが、ゼロ歳児、1歳児は7名、16名、これは定員いっぱい、定員どおりの数字となっております、2歳児につきましては定員が24ですので、現在は20名、4名の空きがまだあるということでございます。3歳児以上につきましては記載のとおりになっておりますが、3歳児と5歳児、この2つのクラスについては複数クラス、2クラス化しております。よりきめ細かな保育に努めております。入園数全体では、昨年同期と比べて11名増の158名となっております、傾向として特徴あるのは短時間型に比べて長時間1日いっぱいの保育の幼児が非常に増えているという状況にあります。

続きまして、7ページをおめくりいただきまして、預かり保育等各保育の状況を記載しております。これも感染症防止ということで子育て支援センターが一時利用中止にしたり、短時間児が臨時休園、長時間児を協力保育という関係で前年度同期に比べますと利用人数が減少しているところであります。

次に、8ページに移りまして、(7)、ニセコ高等学校関係についてですが、①として今年度の入学生徒の状況、②として寄宿舎の入寮状況を記載しております。

③の花・野菜苗販売会につきまして、今年度は販売時における密集、密接を防ぐために、また休校で生徒が活動できないということがありまして、以前のような、これまでのような販売会は中止としております。苗につきましては、現在公共施設に配布したり、それから④にありますように高校生、学校が再開をして6月、町内各所の植栽活動で活用しているということで、できるだけ無駄にならないように今後も努めてまいりたいというふうに考えております。

⑤の各種大会の参加状況につきましてですが、これも感染症対策のために、いわゆる定体連につきましては全国、全道及び地区大会が全て中止となっているところであります。

次に、大きな3として社会教育・社会体育の推進についてですが、(1)、社会教育活動につきまして、①として放課後子ども教室の内容につきまして2月の21日までの開設状況を記載しておりますが、現在は感染症対策のためにまだ今年度の教室は開校しておりません。今ちょうど子どもたちも学校が始まったということで、その子どもたちの様子を見ながら開設をしていく予定になっております。

9ページをおめくりいただきまして、②として寿大学の状況についてですが、これも3月以降感染症防止対策の観点で学生の健康面への影響を考慮し、中止が続いております。今後につきましては、自治会の役員、会長とも協議をしており、現在は11月以降の再開を目指しているところであります。

(2)の文化・図書活動につきまして、有島記念館の普及事業であります宮山登山会、これも中止となっております。

次に、②に記念館の昨年度の入館者の状況を記載しております。3月の途中から5月末まで入館制限をしたり、それから休館にしたりということですが、6月2日より通常開館しております。昨年度の状況ですが、3月やはり入館者が減少したということではありますが、年間では1万1,956人ということで5年連続1万人を超えたということで、これにつきましてはそれまでの普及事業の成果が現れているというふうに考えております。

次に、10ページに移りまして、⑥としてあそぶっくの元年度の利用状況を記載しております。これも感染症対策ということで3月は閉館している時期が多かったということで、実績は前年度に比べて減少しております。ただ、ネットや電話等を活用しながらの貸出しなど、工夫を凝らしながら住民の皆様の読書環境の保持に努めてきているところです。現在もまだ予防対策を講じながら図書貸出しを行っているという状況ですが、6月17日から徐々に通常運営を目指してですが、まだ入館時間とか人数に制限はありますが、徐々に通常の形を目指していきたいというふうに予定をしているところです。

以下、④としてあそぶっくの会の活動状況、11ページ、12ページにわたって記載をしておりますので、御覧いただきたいと思っております。

12ページの中ほどになりますが、⑥として文化協会の活動状況についてですが、これも役員会開催し、その後の総会につきましては書面会議ということで行っております。

次に、(3)、社会体育・スポーツ活動ですが、体育協会の活動状況について記載をしております。

13ページをめくっていただきまして、上のほうに令和元年度の表彰式について記載をしております。奨励スポーツ選手賞には小学生の昨年の全道大会で入賞した寺田空知君が受賞と。また、努力賞としては団体2、個人9名がそれぞれ表彰を受けております。

次に、②として第38回ニセコマラソンフェスティバル実行委員会について、この4月、5月と2回開催をしまして、今年度のニセコマラソンフェスティバルについてですが、やはりこのコロナウイルス感染症の終息がまだ見えないということで、例年ニセコマラソンには1,500名から1,600名の選手が集まると、その関係者も集まりますとその倍の数字になるということで、今後の蔓延防止という観点で第2回の実行委員会にて今年度はやむなく中止という判断になったところでございます。

次に、③は令和元年度の町内児童生徒スキーリフトシーズン券助成事業の状況について記載をしております。昨年度に比べてやや購入状況は減っておりますけれども、それでも多くの子どもたちが利用しているという傾向にあります。

次に、(4)としてコロナウイルス感染症対策に伴う社会教育施設の運営状況につきまして13ページの下段から14ページにわたって記載をしております。これまでの状況について、制限つき利用あるいは予防対策についてそこに記載をしているところではありますが、現在は全ての施設が利用可能となっております。それぞれにおいて手指の消毒など感染防止についての対策は講じているところです。

最後、15ページになりますが、(5)として今度は事業のほうではありますが、社会教育事業及び

スポーツ事業についてであります。このうち社会教育事業について少年教育事業についてですが、7月に予定していた高島市への少年洋上セミナーですが、現在は延期ということで先方との今連絡を取っているところです。希望者がおりますので、何とか秋口に通常とは違う形になりますが、実施をしたいというふうに考えております。以下、青少年の芸術鑑賞会は中止ということであります。また、今年度より開設を予定しております公営塾につきましてですが、これもコロナの関係で遅れてはおりますが、今月または来月にその内容を各家庭に周知を図ってまいりたいと考えておりまして、できれば児童生徒の夏期休業中に試行実施を行いたいと。休業明けより本格実施を想定して現在準備を進めているところでございます。

このほか各文化・芸術に関する事業、スポーツ事業につきまして記載のとおりでございます。

以上で教育行政報告を終わらせていただきます。今後ともご理解、ご支援のほうどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 陳情第1号から日程第6 陳情第2号

○議長（猪狩一郎君） 日程第5、陳情第1号 自家増殖を原則禁止とする種苗法改定の取り下げを求める意見書採択についての陳情書及び日程第6、陳情第2号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書提出を求める陳情書の2件は、会議規則第91条の規定に基づき産業建設常任委員会に付託します。

この際、午前11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 報告第1号から日程第9 報告第3号

○議長（猪狩一郎君） 日程第7、報告第1号 ニセコ町土地開発公社経営状況の報告についての件から日程第9、報告第3号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告についての件まで3件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、よろしく願いいたします。失礼ですが、マスクを外させていただきます。

日程第7、報告第1号 ニセコ町土地開発公社経営状況の報告についてでございます。

この報告第1号から第3号まで、自治法の規定に基づきまして、町が資本金等の2分の1を出資している法人について経営状況を説明する資料を提出するというものでございます。

なお、これから説明させていただく中で、金額につきましてはその内容に応じて円単位、1,000円単位、万単位と使い分けて説明させていただきますので、ご了承をいただきたいというふうに思います。

それでは、議案の4ページを御覧いただきたいと思います。報告第1号 ニセコ町土地開発公社経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、ニセコ町土地開発公社の令和元年度経営状況について、別紙のとおり報告する。

令和2年6月11日提出、ニセコ町長、片山健也。

おめくりいただきまして、5ページ以下、経営状況報告書となっております。6ページの1番目、平成31、令和元年度の事業報告でございます。1)、事業概要といたしまして土地造成事業、31、令和元年度の販売実績はございませんが、中間余剰地について所有者の意向により当時の販売価格により公社が買取りをしてございます。2)の事業費に関する事項ということで、一般管理費として235万2,770円の支出でございます。3)、理事会の開催状況、第1回目を令和元年5月13日に開催されております。記載のとおり、事業報告等の報告、議案について審議されております。また、その他でSDGsモデル街区予定地の取得及び土地開発公社の今後の方向について説明を行っております。次に、第2回目を令和元年9月24日に開催されております。補正予算として、土地開発公社にて先行取得を予定しておりますさくら団地裏手の土地において計画しておりますSDGsモデル街区事業の参考とするため、先進地であるドイツへの合同施策に参加する経費と同事業予定地を取得するために必要な測量調査業務委託料を予算措置し、実施をしてございます。

2番目、平成31、令和元年度の財務諸表及び財産目録の承認について、次ページ以降でございます。

次のページ、損益計算書でございます。1番、事業収益としまして、(2)、開発事業用地取得事業収益70万5,180円増となっておりますけれども、これは先ほどお話しいたしました中間余剰地について買取りによるものでございます。2番、事業原価、(2)、開発事業用地取得事業原価70万5,180円増となっておりますけれども、これも今ほどと同様の買取りの原価でございます。したがって、事業総利益はゼロ円の計上でございます。3番、販売及び一般管理費については、役員的一般旅費と視察旅費、需用費、役務費として草刈り代、公租公課費、これらは例年どおりで、委託料は測量調査業務費、負担金については視察に伴う負担金です。以上、事業利益は235万2,770円の損失計上となっております。4番、事業外収益は御覧のとおりでございます。合わせまして経常利益は234万6,280円の損失、当期純利益も同様でございます。

8ページの貸借対照表でございます。資産の部、現金及び預金3,559万円、次に完成土地の原価分が210万円ということでございます。それから、出資金、長期定期預金合わせまして7,001万円ということで、資産の合計は約1億770万円ということでございます。続きまして、負債の部でございますが、流動負債、未払い金として3月31日現在で法人町民税及び法人道民税の未払い金7万円。それから、資本の部では、基本財産、町からの出資金500万円、準備金としては前年度の繰越金が、ほぼ前年度と同様の水準ですけれども、1億497万円あり、当期純利益が234万円の損失で、資本の計

としても1億763万円となり、前年と若干の減少でございます。

次の9ページ、キャッシュフロー計算書でございます。会計期間内の資金の増減の状況ですけれども、事業活動によるキャッシュフロー305万1,460円の減ということでございます。投資活動、財務活動ありませんので、一番下の6番、現金、現金同等物期末残高は、期首残高から減の3,559万円ということでございます。

10ページは財産目録、11ページから12ページには事業明細、その他明細でございますので、後ほど御覧いただきまして、13ページになります。13ページ、現在公社が持っております資産、現金以外の資産での土地の明細書でございます。上の表、(1)の完成土地、上段が第1期のさくら団地、下段は第2期分の宅地で、分譲後の調整地の記載でございます。

14ページから16ページは後ほど御覧いただきまして、17ページ、平成31、令和元年度の決算を踏まえた監査の報告でございます。

18ページ、役員の名簿でございます。

土地開発公社につきましては、ご説明したように財務諸表は良好でありまして、資産超過、健全な財政状況でございます。なお、SDGs未来都市計画における市街地近郊での街区整備について町と土地開発公社が協力しながら検討を進めてまいりましたが、SDGsにおける街区整備として本年度中に手続を行い、農地の一部及び農地以外の土地について土地開発公社が先行取得する予定でございます。

報告第1号については以上でございます。

続きまして、日程第8、報告第2号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告についてでございます。

議案20ページでございます。報告第2号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社キラットニセコの令和元年度経営状況について、別紙のとおり報告する。

令和2年6月11日提出、ニセコ町長、片山健也。

21ページを御覧いただきたいと思っております。経営状況報告書でございまして、ニセコ駅前温泉綺羅乃湯は、平成13年6月1日のオープン以来19年目を迎えて、指定管理者として5期目、15年目を迎えております。当期は、サービス及び顧客満足度のさらなる向上を目指し、地域おこし協力隊1名を追加し、観光客の入り込み強化とリピーターの確保に努めまして、入館者の増化及び売上げ拡大に取り組んできております。当期は11月1日から12月20日の綺羅乃湯改修事業及び今年の3月に起きました給湯ボイラー故障による5日間の臨時休業により、年間営業日数が前期より合計48日少ない営業運用となりました。こうした中で当期の入館者総数は11万8,182人、対前年比91.5%、総売上高は5,794万6,000円、対前年比88.9%となりまして、ともに前年度を下回る結果となりましたが、営業日数対比ではともに86%を上回る結果となりました。

改修工事につきましては、中ほどに記載の①の新源泉利用に伴う温泉動力装置及び配管設備設置工事から⑥の非常用発電機装置の設置工事までの実施に伴いまして、21ページ、22ページにかけてその内容と成果について記載してございます。

総合的に今回のコージェネ排湯槽内熱交換器、非常用発電機、LED照明及び窓開口部の断熱設置の一連の改修工事によりましてCO₂の削減及び水道光熱費の削減向上に加え、災害時での停電発生時でも電気、給湯、給水が利用でき、施設内の環境を快適に保つことが可能となり、災害時の避難所としての役割を十分に担える施設となりました。

23ページになります。2の売上げについてですが、当期の総売上高は5,794万6,000円、対前年比88.9%、720万7,000円の減となりました。減収の主な要因は、改修工事やボイラー交換工事に伴います臨時休業や新型コロナウイルスによる緊急事態宣言の影響が大きいと考えます。工事後の1月、2月は新しい源泉が開通した影響もあり、前年度を超える入館者数となりましたが、当期の入館者数については対前年比91.5%、1万1,036名減の11万8,182名、外国人入館者数は対前年比102.2%、120名増の5,612名となっております。1日平均入館者数は397.92人となりまして、前年対比106.24%と前期を上回る結果となっております。夏場のニセコを訪れる国内外の観光客やニセコ近郊に移住した国内外の方の増加、また外国人の当館に対する認知度の高まり、そして町内での施設建設、新幹線工事関係者の利用が増えております。

次に、3番目の経費についてです。当期の販売費及び一般管理費は、5,710万円、対前年比97.0%、172万9,000円の減となりました。こちらは、臨時休館日数の増、高ジェネ利用等での水道光熱費及び委託費の減の結果、10科目で前期を下回り、修繕費、消耗品費を含め15科目で前期を上回る結果となっております。

4の営業外収益については、後ほど補助金、権利金事業報告で説明をいたします。

24ページの5番になります。営業外費用は改修工事による臨時休業時の休業補償としてマイトリエに63万9,000円、マッサージに37万4,000円、総額101万3,000円を支払っております。以上によりまして、売上額から一般管理費を差し引いた営業損益は806万1,000円の減となり、補助金等の営業外収益を加え、特別損失を差し引いた当期損益は30万5,000円となりました。収益事業報告ですが、入館使用料の今年度売上げは、対前年比91.3%増の3,889万7,000円となっております。入館者内訳では、入館料が対前年比92.2%の2,809万7,000円など回数券と定期券ともに前年度より減収となっております。扶助事業収入については、ニセコ町が発行いたします減額認定証をお持ちの70歳以上の高齢者、これは1人年間80回までとなりますが、障害者と障害者及び介助者等の入館扶助料の今年度売上げは、対前年比87.3%の444万1,000円となっております。貸室売上げ、賃貸料と25ページの販売収入についても対前年比大幅な減となっております。

次に、25ページから26ページにかけましては、ニセコ町予算によりまして改修工事報告を記載しておりますが、それぞれの工事により新しい源泉が利用できるようになり、お客様の評判もよく、体の温まり方が違うとの高評価をいただいております。また、LPGを燃料としたコージェネで発電し、電気と熱を生産いたしますが、館内での全てのLED照明と災害時のみ使用できるコンセントに使用し、生産した熱は給湯の加温に使用するなど水道料と電気料、またA重油使用料の削減につながっております。また、窓の内側の樹脂サッシの取付けや浴槽内部の木部のサッシにより快適にご利用いただいております。綺羅乃湯は避難所として指定されているため、コージェネや非常用発電装置設置によりブラックアウトなどの大停電時においても館内の給湯と暖房の利用ができるこ

ととなっております。

26ページの下段、補助金、権利金の事業報告ですが、電気自動車急速充電スタンド設置事業では維持管理に伴う日本充電サービス権利金35万3,000円とニセコ町補助金3,000円の総額35万7,000円を受けております。事業報告は記載のとおりとなります。

次に、27ページ下段の綺羅乃湯特別対策事業補助金ですが、綺羅乃湯の源泉は10月まで中央源泉、元の源泉です。中央源泉老朽化対策での運用により営業を実施してきております。こうした状況の中、様々な取組により入館者並びに売上げの増加を今期果たせておりますが、水道光熱費の負担増による経営圧迫について支援及び工事などで営業できない期間において休業補償として合わせて923万6,000円をニセコ町より補助金を受けております。

28ページからイベント、キャンペーンの関係ですけれども、綺羅乃湯におけるイベント、キャンペーンの実施は集客増を狙うために大切な取組となっております。今期においても様々なイベント、キャンペーンを実施したところでございます。

30ページの売上げ実績表でございますが、こちらもこれまで今お話ししたところを表にしておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

31ページ、貸借対照表でございます。流動資産2,076万円ということで、前期と比べて29万円減となっております。固定資産60万円、合計資産は2,137万円ということで、前年と比べて56万円減となっております。右側、負債ですけれども、流動負債572万円と前年から87万円の減、右側の下、純資産の株主資本1,564万円と利益剰余金が464万円程度ということで、利益剰余金については前期よりも30万円程度増加しているということでございます。

続きまして、32ページ、損益計算書でございます。売上げ5,794万円、仕入れの基本となります原価が890万円で、差引き4,903万円が売上げ総利益となっております。以下経費等を差し引きまして、当期は税引き後30万5,000円の黒字決算ということでございます。

33ページ、販売費及び一般管理費ですけれども、大きく前年と比べて増減のあったものとしたしまして、中ほどの修繕費の前年度と比べて124万円の増となっておりますが、こちらは外壁の木部塗装やポンプ類の修繕によるものでございます。

下段のほうの水道光熱費については、さきにご説明させていただきましたが、新たな源泉やコージェネ及び排湯槽内の熱交換器を設置したことによりまして、水道、燃油、電気料の使用料が減少したもので、前年度と比べて391万円の減となっております。

34ページは、株主資本等変動計算書でございますけれども、資本金、特に変動はありませんので、利益剰余金は、今期の利益30万5,000円ありますので、期首で448万円から期末で464万円ということで、合わせて純資産1,564万円ということでございます。

35ページ、監査報告書、決算を基にご承認いただいております。

最後に、36ページには5月1日現在の役員、従業員数と組織図を記載してございます。

報告第2号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第9、報告第3号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告について説明をいたします。

議案38ページでございます。報告第3号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社ニセコリゾート観光協会の令和元年度経営状況について、別紙のとおり報告する。

令和2年6月11日提出、ニセコ町長、片山健也。

39ページ、経営状況報告書でございます。まずは、営業の概況ですけれども、売上げ収入、売上げ原価、販売管理費ともに前年対比増額してございます。最終的に税引き前の当期利益額は、前年対比70.6%の182万7,000円となりました。今期のニセコ町の入り込み来客数は175万3,000人、対前年比104.9%と微増となりました。上期においては、夏場の観光客が国内、海外ともに前年を上回ったのに加えまして、前年に発生いたしました胆振東部地震の発生により大きく落ち込んだ9月に比べ、同月での回復が顕著となっております。下期は12月以降の暖冬、少雪、1月以降の新型コロナウイルス感染症の流行の影響によりまして訪日外国人観光客が大きく減少したことにより前年比99.5%となりました。また、道の駅ニセコビュープラザ全体の年間来場者数は75万1,000人、前年比126.6%と3期ぶりの増加となっております。特に情報プラザ棟での特産品販売では、店舗内の改装などの取組が奏功し、売上額は前年比110.7%となっております。本社事業部総計では、第4四半期の落ち込みがあったものの、年間売上げで1億865万円、前年比112.7%となり、前年を上回ることができました。

ニセコリゾート観光協会は4つのグループで事業展開しておりますので、グループごとに説明をさせていただきます。まず、39ページの下段になります総務グループですが、総務業務のほかにニセコ地区への道内、道外を初め訪日外国人観光客の誘致への着地型商品造成販売や町全体の経済活性化を創出する地域振興事業を担ってございます。特に地域の振興では、ニセコ地域の持つ魅力を積極的に発信し、多くの観光客の満足度を高め、ニセコファン拡大に向けて取組をしつつ、地域イベントの事務局運営や実行委員会に加わり、様々な形態で地域経済の活性化に向けた支援事業を行っております。1年を通じ地域事業者や町民との連携を図り、ニセコアンヌプリ星空の旅を観光コンテンツ創出の一環として実施するなど、ニセコ地域への誘客事業、特に宿泊を伴う滞在型観光客の増加に向けた取組を進めております。

各事業につきましては、40ページから記載してございますので、御覧いただきたいというふうに思います。40ページの中ほど、ニセコグリーンバイクプラスにつきましては、来客者に地域をよくより深く体験してもらうことを目的に、かつ健康的でエコロジーな交通手段としてJRニセコ駅にて電動アシストつき自転車と電動バイクの貸出し事業を引き続き実施をいたしました。告知の効果によりまして、認知度が向上し、利用者数は前年より約3割増となっております。

ニセコスターフェスにつきましては、来場者にニセコの星空の美しさを体感、再発見してもらい、夏の観光資源とすべく行われておりますイベントでございます。今年度は星空観察講座などの効果もありまして、昨年を大きく上回る参加者となり、来場者へのアンケート調査でも約8割が満足という一定程度の顧客満足度を得ることができました。

41ページには、継続して行われておりますニセコハロウィンやJRニセコ駅のイルミネーション

点灯式、また42ページのニセコジャポニカ事業につきましては倉庫群において海外からのお客様に日本の伝統と文化を紹介し、スノーアクティビティ以外の楽しさを提供することを目的として行われているイベントです。こちらは外国人観光客のみでなく、地域住民の方々の認知度も高まり、年々集客数は増加してございます。

43ページからは、Scenic Yakiniiku Nightなどの取組を行っております。

44ページの中段、人材育成事業では冬季限定でニセコで労働する外国人スタッフ向けのスタッフトレーニングや冬季運転トレーニングの運営支援を行っております。

45ページ下段からは、2つ目のグループ、インフォメーショングループになりますが、2か所での観光案内業務及び観光情報発信業務とともに特産品の販売業務では、道の駅ニセコビュープラザの情報棟におきまして町内事業者が生産する商品や、ニセコ町さんの原材料を使った商品を中心に地域特産品を販売し、来訪者へのサービス提供を行ってきております。さらに、特設会場でのニセコ特産品の紹介と販売所の開設を行っております。令和元年度の売上は1億1,151万円、前年比110.7%となっております。

47ページ下段では、湯めぐりパスの運営事業。湯めぐりパスは、今年度より一部で割引販売を初め、販売実績は1,304枚で前年比87.2%となっております。また、JRニセコ駅の切符販売実績は1,969万5,000円で、前年比104.1%と特典事業などによりまして売上げ拡大に取り組んでおります。

48ページからは3つ目のグループ、旅行グループでございます。今年度は、インバウンド事業の業務拡大を図り収益性を高めることを目標に事業を展開してまいりました。町内の各事業者との連携により来訪者を受け入れることで地域に様々な経済循環をもたらし、ニセコの名前を外部に告知するプロモーション効果も生んでおります。具体的には1のインバウンド事業では、ニセコ地区における旅行事業の季節波動の平準化を目指して商品造成しておりますニセココレクション及びその商品の素材であります遊び放題体験クーポンなどの販売を行ってまいりました。

また、今年度インバウンド事業の中で業務範囲を広げ収益を上げた部門が50ページ、(イ)のMIC E会議案件やチームビルディング研修及び51ページ、(ウ)の教育旅行の受入れにつきましては旅行事業全体における収益の柱となりつつあります。

(エ)の視察受入れは、ニセコの魅力を伝えるとともに観光協会にとっても今後の取組につなげるよい機会となっております。

そのほかでは、52ページではふるさと納税送迎プランで町より委託を受けて実施しております。

52ページ中段のアウトバウンド事業は、町内の公共性を有する団体に限定し取り組んでおります。

旅行グループの売上げ総利益としては、インバウンド事業、アウトバウンド事業合わせて917万5,000円となり、前年度と比較して245.3%となっております。

次に、4つ目のグループ、53ページ、放送事業部でございます。ラジオニセコにおきましては開局から8年目を迎え、さらなる番組の充実、運営体制の基盤固めを目的に事業を進めてまいりました。昨年については、3名体制にてスタートし、番組を減らすことなく業務を行い、個々の能力から新たなことにも挑戦し、広告収入としては開局後初となる500万円を達成することができました。また、令和2年度4月からの新卒採用を決定し、3月からは有償インターネットとして勤務をスタ

ートし、4名体制として既存放送、事業を維持しつつニセコ町から受託しているコミュニティ放送業務を遂行し、今後もラジオニセコのコンセプトでございます「聴くだけじゃない出るラジオ」をモットーに地域に根差したコミュニティ放送局として運営してまいります。業務の内容については記載のとおりでございます。

55ページは、会社の概況でございますので、御覧いただきたいと思っております。

次に、56ページ、貸借対照表でございます。資産の部、流動資産4,491万円ということで、前年5,010万円でしたので、519万円増額しております。内訳として、現金及び預金、売掛金、商品が増額となっておりますが、未収金については減額となっております。それから、固定資産1,100万円ということで、資産の合計5,859万円と前年より297万円ほど減額しております。右側負債の部、流動負債1,543万円で、内訳として預り金以外大幅に減額しております。純資産、株主資本4,315万円ということで、うち利益剰余金は2,315万円と前年と比べて125万円増ということでございます。

57ページにお進みください。損益計算書でございます。2億1,409万円の売上げがありまして、売上げ原価を差し引いた総利益は7,522万円、これから販売費及び一般管理費の1,189万円を差し引き、利子、助成金等の営業外収益を加えて、営業損失と法人税を差し引くことで最終的には125万円の利益ということになってございます。

続きまして、58ページでございます。販売費及び一般管理費ですが、この中で給与手当総額では前年度と比べて329万円ほど大きく増加してございますが、こちらはパート2人の増減、清掃スタッフ1名増などの人件費の増となっております。

59ページ、株主資本等変動計算書でございます。資本金額は変わりませんので、利益剰余金、前期が2,190万円で、当期純損益を差し引きました当期変動額合計125万円で、当期末の残高は2,315万円となります。純資産は御覧のとおりでございます。

60ページは個別注記表、61ページから65ページにかけては参考資料といたしましてニセコリゾート観光協会の本務業務分と放送事業分に分割した貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費となります。

66ページ、この決算に関する監査報告でございます。

また、67ページには4月1日現在での役員名簿及び組織図でございます。

報告第3号に関する説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより報告第1号 ニセコ町土地開発公社経営状況の報告についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

篠原議員。

○1番（篠原正男君） 先ほどの提案理由でご説明があった6ページの公社の事業報告に関わるところで、第1回理事会においてその他の事項で今後の方向性についての説明を行ったという説明がございましたが、今後の方向性というのはどのようなことを指すのか、より具体的にご説明をいたしたいと思っております。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） その他の部分で話をしたというところは、ここで結論を出したということではないことなものですから、その他の中でいろいろ忌憚のない議論をさせていただいたということでございます。

公社といたしましては、今既存で売買の対象となる土地はちょっと一部だけ残っておりますけれども、あとは基本的にはないと。それから、これまで販売した土地に対してそれぞれ公社と買主の方々との契約を結んでいるという関係はずっと基本的には残っておりますけれども、それらのものを将来的に考えたときに現状での公社、例えば解散の方向へ向かうのか、まだ役目として様々行わなければならないことがあるのかという辺りのところを話し合いをさせていただいたということでございます。

それから、その中で出てきた部分でいきますと、現状ではSDGs街区と呼ばせていただいておりますけれども、先ほど説明の中でもありましたが、さくら団地裏手の街区整備についてということで土地開発公社、町からの依頼を受けて先行取得を公社がするという含めて話し合いをさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 今後の方向性についてはまだ定まっていないという認識でよろしいかどうか。

それと、本来はその土地開発公社の目的であるところの、いわゆるその住宅、町の用地を先行するですとか、住宅用の土地を事業として行うとかという辺りのことは今後とも想定しないというような考え方なのか、再度お伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 会社の方向になるかどうかということはまだ定まっておりません。その辺のところをまずちょっと検討していかなければならないということについて、その他の部分で忌憚のない意見交換をさせていただいたということ定まっては現状はございません。

それから、公社の事業として新しい用地を取得し、造成をして販売するというこれまでの形をやってきましたけれども、同じような形のままで事業を実施するという予定は現在のところございません。SDGs街区と呼ばせていただいておりますけれども、新しい手法の下に今回も上程をさせていただいておりますが、新会社の設立をもってそちらのほうが単純にその宅造をして分譲販売するという形ではなくて、住み方の提案でありますとか、エネルギーのことですとか、様々な未来志向での住み方ということを提案するような形での今の住宅不足に対する圧力に対応していきたいと考えておりますので、土地開発公社として新たに単独で宅造の分譲という形は現在のところは予定をしておりません。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 8番、高木です。この今の説明資料の15ページの下の参考と書いてある決算書がございます。今の質問ともやや関わるかと思うのですが、この内容の中で理事長がドイツ研修費ということでドイツに行かれています。これは今までも説明があったことですが、土地

開発公社の理事長としてドイツの研修に行かれたというのは、ドイツ研修は今までSDG s 街区のモデル地区、これの開発に関わっての視察研修だというふうに私も思っておりますけれども、土地開発公社の理事長として行かれたという意味は、土地開発公社が今後ともSDG s 街区整備に関わって強い関係性を保つということの表れかなというふうに思います。

それで、聞きたいのはこの研修に関わっている旅費の関係、それから交付金、負担金がございますけれども、旅費の予定額が大幅に決算額に比較して、決算額が大幅に減じられているのですけれども、この内容について、その理由についてお聞きいたしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 旅費については理事長1名ということで今回実施をいたしました。複数名で行くということも想定をさせていただいた中で予算を組んでいたということがございます。実際に実施をしたのは理事長の1名のみということでございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 最初に申し上げた部分は、それは大前提としてある。土地開発公社はSDG s 街区整備に密接に今後とも関わるという趣旨で研修に参加したということによろしいでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） すみません、失礼しました。

公社としても公社の目的とするならば、いわゆる地元住民に良質な環境のそういうものを提供するというようなことはそもそもの目的としてございまして、それらのことについて今現段階で実際にその視察できるのは土地開発公社でございまして、ニセコ町から先行取得の依頼を受けて今予定する土地を買々と、そしてそれを適切に譲渡していくというような意味合いも含めてSDG s の街区と、それから土地開発公社という意味では今後もある程度の関係性を持ちながらやっていくということになろうと考えております。そのような意味で、まずは先行取得していく土地のやることというものを公社としてよく理解しておくという必要性もあることから、このような形を取らせていただいたということでございます。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 5番、斉藤うめ子です。先ほどからSDG s 街区の取得のことが話の中で出ているのですけれども、この10ページの財産目録の差引き純財産、これ1億763万円となっているのですけれども、この全て財産でこれからSDG s の土地を取得していく、ちょっと私はこれだけの費用がかかるのか想定できないのですけれども、これで賄うことできるのでしょうか。ちょっとその辺のところ教えていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 賄う予定でおります。それで、このあくまでも先行取得をして今の予定としては新たに出来上がるであろう会社に譲り渡すということなので、使った分のお金はある程度戻ってきますし、土地の残る部分もちょっと数年かかるかと思っておりますけれども、少しは何年

かは持ち続けるという形になろうかとは思いますが、あくまでも町から依頼を受けて、このお金を使って一旦土地を先行取得をしてそれを譲り渡すと、売り渡すというような形になりますから、基本的な財産という部分では変わりはないということになろうかと思えます。ただ、現預金としてここにあるものは一度使わせていただくということになろうかと思えます。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） すみません。その取得する仕方なのですけれども、徐々に取得していく予定でいらっしゃるわけですか。第1期工事の分、第2期工事、それから第3というふうに徐々に取得する予定で、そしてこれから設立するまちづくり会社ですか、そこに売り渡してまた収益を戻すというか、やり取りするわけですが、その辺のところもう少し具体的に金額とかを教えてくださいなと思っています。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 民間の土地を購入させていただき関係上、幾らで買うかというところについてはちょっと控えさせていただきたいと思えます。開発公社の中では共有させていただいておりますけれども、売り払うほうのご本人のお気持ちもございまして、小さな町ですので、幾らで売ったとかなんとかということ例えば言われるのがというようなお話もちらっと聞いてございまして、そういう意味から含めてもこの範囲の中で買わせていただくということで押さえさせていただきたいとそこは思えます。

それから、ご本人のご希望もございまして、基本的には今持っていらっしゃる土地を全部購入ということに条件にということなので、その土地を全てまずは先行取得で土地開発公社が買わせていただくと。それから、なのですけれども、一括にならない事情がございまして、というのは、もう既に原野になってしまっている農地もあるのですが、一部農地もございまして。なので、こちらの部分については適切な手続の下に転用が可能であるならば、させていただいた上で購入させていただくということにもなりますので、農地以外の部分はある程度一括買えますけれども、農地の部分については順次買っていくということになろうかなと、そのような算段をさせていただいているところでございまして。

それから、土地開発公社から新たなまちづくり会社が出来上がった暁には、そのまちづくり会社が必要土地についてまずは第1工区の予定のところを買い求めるということになろうかと、そのような予定をさせていただいているところでございまして。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

この際、議事の都合により午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時00分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより報告第2号 株式会社キラットニセコ経営状況の報告についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

高木議員。

○8番（高木直良君） 高木です。報告の23ページ、それから33ページに関わる内容です。先ほどの33ページの報告の中で、水道光熱費が約391万円減ったという口頭の説明がございました。それで、この減った理由としては私が推定するのは、去年は休止期間があったり、それからコロナの関係で時間を少し短縮したりということの影響もあると思います。それと、もう一つはコージェネを導入したことによる省エネ効果と両方があるのではないかと思います。

それで、23ページには経費の中の水道光熱費、燃料、電気、LPGというふうに内容が書かれておりますが、いずれもLPGの導入についてはここにありますように今年の1月中旬から請求されるという、費用が発生しているということです。それで、このいずれも年度途中からのコージェネ導入ですので、先ほど言った休止の問題も含めてトータル的に通常の今後1年間の水道光熱費がこれらの実績から推計してどの程度、パーセントに直して通常今までの通年かかっていた水道光熱費に対してコージェネ導入効果というのが何%の節減につながっているかということについて、もし推定計算をしておりましたら、お知らせいただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村一広君） 高木議員のご質問にお答えしたいと思います。

あくまでも令和2年度の収支の中で推計して予算立てをしている数字から見てどれぐらいかという回答になるかと思います。電気料金については、約30%の削減、それから重油料金については約35%の削減になっております。ただ、上下水道料金に関して少し町の値上げ等の影響がありまして、昨年度よりも約93万6,000円ほど上がるという計算になっております。また、ガス料金が令和2年度は200万円ぐらい、208万8,000円を計上しておりますので、重油の削減が相殺すると100万円ぐらいかなと思っていますけれども、これは予算上なのと今年のコロナの状況も踏まえると若干ちょっと数字は大分変化してくるかなと思っていますが、一応そういう状況になっています。

それで、ただ綺羅乃湯のほうもちょっと利用の方法だとか操作の方法だとか、慣れてくるとその辺も少しうまく活用してくるかなと思っていますので、もう少し削減効果は出るかなというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 分かりました。もしもうちょっと精査できるものが将来出てきたら、お知らせいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

これより報告第3号 株式会社ニセコリゾート観光協会経営状況の報告についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みとします。

◎日程第10 報告第4号から日程第11 報告第5号

○議長（猪狩一郎君） 日程第10、報告第4号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告について及び日程第11、報告第5号 ニセコ町個人情報保護条例運用状況の報告についての件2件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、日程第10、報告第4号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告についてでございます。

議案の68ページを御覧ください。報告第4号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告について。

ニセコ町情報公開条例第42条の規定により、ニセコ町情報公開条例の令和元年度運用状況について、別紙のとおり報告する。

令和2年6月11日提出、ニセコ町長、片山健也。

69ページにお進みください。運用状況報告書でございます。1番の情報公開請求件数、処理件数、2件でございました。2番の請求内容ですが、1は令和元年8月28日請求で、ニセコ町と近藤でのグランピング等の事業者との間で取り交わした覚書を部分公開しております。2では入湯税の使途について目的別に事業名、事業費、一般財源額、入湯税充当額が明示される事業明細書、平成29年と30年度分を公開しております。3番の不服申立ての状況はございません。4番、審査会の開催状況ですけれども、情報公開審査会で審査する案件がなかったことから開催してございません。

報告第4号については以上でございます。

続きまして、日程第11、報告第5号 ニセコ町個人情報保護条例運用状況の報告についてでございます。

議案70ページでございます。報告第5号 ニセコ町個人情報保護条例運用状況の報告について。

ニセコ町個人情報保護条例第53条の規定により、ニセコ町個人情報保護条例の令和元年度の運用状況について、別紙のとおり報告する。

令和2年6月11日提出、ニセコ町長、片山健也。

71ページにお進みください。報告書でございます。開示、訂正、是正の請求、それから不服申立てについては、令和元年度なしということで、近年これらの実績はない状況でございます。それから、5番目に目的外利用3件、外部提供ゼロ件ということで、内容は御覧のとおりでございます。

審査会の開催状況は、審査する案件がなかったことから開催してございません。

報告第5号については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより報告第4号 ニセコ町情報公開条例運用状況の報告についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

これより報告第5号 ニセコ町個人情報保護条例運用状況の報告についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

◎日程第12 承認第1号から日程第15 承認第4号

○議長（猪狩一郎君） これより日程第12、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和元年度ニセコ町一般会計補正予算）の件から日程第15、承認第4号 専決処分した事件の承認について（令和元年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算）の件まで4件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、日程第12、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和元年度ニセコ町一般会計補正予算）についてでございます。

横長の冊子をご用意いたします。専決処分した事件の承認についてでございます。今回承認第1号から4号までは、令和元年度一般会計予算及び特別会計予算についてですけれども、決算に向けて大きな予算増減を整理し、収支見通しによる基金取崩しの解消といった財源調整や、あるいは新たな基金の積立などを行う最後の補正ということで、この補正後のものが令和元年度最終予算ということでございます。

最初に、今回専決処分しました令和元年度一般会計補正予算の全体像について説明をいたします。お配りしております補正予算資料、ナンバー1の5ページをお開きください。補正予算資料ナンバー1の5ページを御覧いただきたいというふうに思います。まず、歳入についてですが、税の決算収入見込みや交付金、国、道支出金、町債などの額の確定に合わせ予算の増減を行っております。これによりまして、特に今年度も町税が大きく増収になったことから相当額の一般財源が確保でき、財源として予定していました基金からの繰入金を約3億3,180万円減額しております。

次に、歳出ですが、歳入において一般財源が増額となったことなどから、将来の財政需要に備え

て各種基金への積立金を計上しております。具体的には町債の償還財源を確保し、将来の安定した財政運営を行うため減債基金に1,330万円と森林環境譲与税の全額を基金に積み立てるため、森林環境譲与税基金に10万2,000円、その他新規寄附分を積み立てております。このほか事業実績に基づきまして、公共事業や町補助金、他団体負担金などの減額を行っております。こちらは、歳入における国、道支出金、町債等とも連動した減額となります。また、特別会計5会計の決算見込みによりまして特別会計の繰出金も減額を補正しております。これらの実績に基づく予算額の整理、財源の調整、さらには基金積立てを行った結果、歳入歳出それぞれ2億2,524万4,000円の減額補正となっております。

それでは、議案の説明をいたします。承認第1号のほうになります。承認第1号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和元年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

令和2年6月11日提出、ニセコ町長、片山健也。

3ページは、令和2年3月31日付での専決処分書でございます。

5ページをお開きください。令和元年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和元年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億2,524万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億9,592万8,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年3月31日、ニセコ町長、片山健也。

議案の6ページから第1表、歳入歳出予算補正です。歳入が6ページから8ページ、歳出を9ページから10ページに載せてございます。

11ページから15ページまでを飛ばしていただきまして、16ページが歳入歳出補正予算事項別明細書総括の歳入を載せてございます。17ページの歳出を御覧ください。歳出合計欄です。今回の補正額の合計2億2,524万4,000円減額の財源内訳ですが、国、道支出金で7,777万6,000円の減額、地方債で1,900万円の減額、その他特定財源で1億7,109万1,000円の減額、一般財源では4,262万3,000円の増額という構成でございます。

それでは、歳出より説明をいたします。45ページでございます。説明に当たりまして、入札による執行残や事業確定による執行残につきましては説明を省略させていただき、それ以外の理由により増減のある項目について説明をさせていただきますので、ご了承をいただきたいと思います。また、表の一番右側の説明欄に記載のない予算科目については、表中央の欄、財源内訳の変更のみとなっております。歳入補正予算に伴う財源充当の変更のみとなりますので、こちらも詳しい説明

を省略させていただき、財源調整として報告したいというふうに思います。この財源調整につきましては、例えば予算よりも多く収入が入ったものや、基金を繰り入れしなくてよくなったもの、中には収入が見込みより少なくなったものがありますが、そういった場合に活用する言葉としてご理解をいただきたいというふうに思います。

それでは、歳出45ページでございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の19節の北海道自治体情報システム協議会負担金では、帳票作成等が発生しなかったこと及びデータセンター運用管理費OSの公開内容の見直しによる執行残119万6,000円の減額となっております。

3目の交通安全費は、財源調整でございます。

4目の基金積立金では、社会福祉事業基金積立金及びふるさとづくり基金積立金について、3月の定例会以降3月末までの新たな寄附分をそれぞれの基金に積み立てるものがございます。また、減債基金積立金は将来の安定した財政運営に向けて1,330万円を積み立てるものがございます。森林環境譲与税基金積立金は、森林環境譲与税の用途については当初林業振興費に充当する予定でございましたが、充当案件が少額であるため全額を基金に積み立てることとし、予算措置がされていない不足分10万2,000円を増額補正でございます。

別冊の補足資料、大きく補足資料と書いた資料を別冊でお渡ししてございます。こちらの2ページをお開き願いたいというふうに思います。よろしいでしょうか。補足資料と大きく書いた資料でございます。補足資料の2ページで、基金積立ての分今ご説明させていただきましたが、以上によりまして一般会計における基金残高は15億9,282万5,000円となります。一番右の下から4段目となります。その他基金残高の推移については、参考として御覧いただきたいというふうに思います。基金残高の推移について、2ページの説明でございました。

本編のほうにお戻りいただきまして、5目の文書広報費は財源調整でございます。

6目の企画費、14節使用料及び賃借料の専用通信回線サービス使用料では、IRUの譲渡の時期が令和2年度に延期になったため、NTTビジネスイーサワイド通信サービス、これはラジオニセコ用の通信サービスですが、これを使用しなかったことにより199万1,000円の減額補正でございます。15節工事請負費のIRU設備譲渡工事においても譲渡工事を行わなかったための492万8,000円の減額です。19節負担金補助及び交付金では、デマンドバス運行事業補助において人員不足や旧車両の修繕費等による経費及び収入の減はありましたが、国庫補助金の残額予算再配分により大幅な増額があったことによる実績残174万5,000円の減額でございます。

7地域振興費、46ページになりますが、1節の報酬では地域おこし協力隊、当初20名の予定のところ14名の採用となりました。集落支援員についても当初7名を予定のところ6名の採用となっております。以上により地域おこし協力隊報酬では1,074万9,000円の減額、集落支援員報酬は352万円の減額、以下13節委託料では地域おこし協力隊活動募集支援業務委託料113万2,000円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金では、地域おこし協力隊活動費補助1,196万9,000円の減額、集落支援員補助では247万2,000円の減額でございます。

8目の自治創生費、19節負担金補助及び交付金では地域公共交通最適化検討実証運行事業補助113万6,000円の減額、ローカルスマート交通事業に関わる実証運行バス、今回からスキーバスを統

合した周遊バスとなりますが、その実証運行バスについて運行事業者のドライバー確保の状況や効率的な運行に向けた路線時刻の見直しにより運行本数を当初より少なくしたこと及び利用促進が図られ運賃収入が増額となったことによる減額となっております。

12目財産管理費、13目職員構成研修費、14目の自動車維持費については財源調整でございます。15目の町民センター費、15節工事請負費の西富地区町民センター建て替え工事では入札の執行残による354万2,000円の減額でございます。16目地域コミュニティセンター費については財源調整でございます。17目の職員給与費の退職手当組合負担金は3年に1度の精算額が当初見込みに比べ減ったことによりまして2,028万9,000円の減額となっております。18目防災対策費、47ページになりますが、20目の庁舎等整備費については財源調整となっております。

2項徴税費、2目賦課徴収費についても財源調整でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費、13節委託料の通知カード・番号カード発行委託料ではマイナンバーカード交付実績等に基づく国からの交付金減額に伴いまして64万円の減額です。

4項選挙費、5項統計調査費については、財源調整となっております。

48ページになります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費において13節委託料の健康診断委託料は、受診実績の確定に伴う288万8,000円の減額、19節の地域活動支援センター運営事業費補助については、施設の改修が必要な新規の利用者を予定していましたが、都合により入所しなかったため128万4,000円の減額です。20節の扶助費については、受診実績の確定、扶助及び給付実績による減額となっております。28節の繰出金では、令和元年度の国保会計において出産一時金及び後志広域連合共通事務費並びに町の単独事務費が確定したことによる国民健康保険事業特別会計繰出金169万3,000円の減額となっております。

2目老人福祉費、13節委託料は実績に伴う減額ですが、生きがい活動支援通所事業では、実績がなかったことによる減額となっております。19節では、デイサービス浴場用ろ過装置更新事業補助は入札によりまして、ろ過装置本体価格が減少したことによる126万2,000円の減額となっております。

49ページになります。3目後期高齢者医療、19節の後期高齢者医療給付費負担金では、北海道後期高齢者医療広域連合市町村療養給付費負担金額の確定により299万1,000円の減額です。28節繰出金では、後期高齢者医療広域連合共通事務費経費分、町単独事務費分、保険基盤安定分の確定に伴いまして104万1,000円の減額です。

2項児童福祉費、1目児童措置費、20節扶助費のこども医療費、児童手当は、支給実績による減額、2目の児童福祉施設費については、財源調整となっております。

50ページになります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、28節繰出金では、簡易水道事業特別会計の歳出減額に伴う繰出金896万9,000円の減額補正です。

2目予防費、13節委託料では、各予防接種の接種者数が見込みよりも下回ったことによる減額となっております。19節の北海道自治体情報システム協議会負担金では、予防接種母子保健システムの開始時期が当初より遅れたことによる執行残93万7,000円の減額、20節扶助費では、不妊治療及び不育症の治療扶助件数が見込みより少なかったことによる140万円の減額となっております。3目

の環境衛生費、19節の合併処理浄化槽設置整備事業補助については、予算では23基の事業を見込んでおりましたが、工事の取りやめなどがあり、13基の実績となったことにより補助対象事業料が減少したため、執行残440万円の減額です。

4目ニセコ斎場費は、財源調整です。

7目環境対策費、13節委託料では、地域新電力会社設立調査委託料87万円の減額、家庭省エネ・移動輸送共同化普及促進業務委託料では、国庫補助金の決定額が当初予定していた額よりも下回り、設計を見直したことによる51万円の減額、18節備品購入費の一般備品では110万円の減額となっております。

51ページになります。2項清掃費、2目塵芥処理費、13節委託料の羊蹄山麓地域一般廃棄物可燃ごみ処理業務委託料では、予算で見込んだ処理量に比べ実際の処理量が少なかったため217万4,000円の減額です。18節備品購入費のごみステーションでは、設置希望数の減により67万6,000円の減額、19節の蘭越町粗大ごみ処理施設維持管理業務負担金では、平成30年度負担金の精算によりまして令和元年度負担金が減額変更となったため161万9,000円の減額です。

3目し尿処理費、19節羊蹄山麓環境衛生組合負担金は、環境衛生組合内部の予算調製により減額となったため236万3,000円の減額です。

52ページになります。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節の青年就農給付金では、給付対象者の前年所得から算出する給付金額の確定によりまして59万円の減額となります。

失礼しました。52ページの6款農林水産業費の1項農業費、3目農業振興費の19節の青年就農給付金、先ほど59万円の減額と申しましたが、59万9,000円の減額となります。訂正させていただきます。

5目草地管理費は、財源調整でございます。

6目農地費の13節委託料の換地計画等作成業務委託料は、委託業務の完了によりまして執行額が確定したことにより107万7,000円の減額でございます。19節の中心経営体農地集積促進事業交付金は事業費の確定に伴い176万6,000円の減額。

7目水田農業振興費、19節のクリーン農業総合推進事業補助は、低たんぱく米俵数が天候不良等により当初見込みより減少したことによる執行残195万6,000円減額の計上となっております。

11目土づくり対策費は、財源調整でございます。

2項林業費、1目林業振興費、19節の未来につなぐ森づくり推進事業補助は実績に伴い175万2,000円の減額。

2目の町有林造成費は、財源調整となっております。

53ページになります。7款商工費、1項商工費、1目商工業振興費、13節委託料のプレミアム付商品券事業事務委託料は、商工会へ委託した委託業務の事業費確定に伴い1,059万1,000円の減額です。19節では、にぎわいづくり起業者等サポート事業補助、補助を予定しておりました事業者1件が事業執行を見送ったことから5件の実績となりまして100万円の減額でございます。

2目の観光費13節委託料の観光パンフレット作成業務委託料は、実績による71万5,000円の減額、研修旅行商品作成委託料は、観光協会に委託しましたチームビルディング研修旅行作成業務委託料

の事業費確定に伴いまして85万2,000円の減額です。19節のニセコ観光圏協議会負担金は、事業内容の見直しにより149万1,000円の減額。

失礼いたしました。ただいまの2目の観光費の19節ニセコ観光圏協議会負担金ですが、正しくは149万6,000円の減額でございます。よろしく願いいたします。

3目の消費行政推進費の羊蹄地域消費相談体制運営負担金では、消費者行政活性化事業補助金の追加の配当によりまして関係町村負担分が減額となったことによりまして70万2,000円の減額補正でございます。

54ページになります。8款土木費、2項道路橋梁費、2目の道路維持費、17節の公有財産購入費は事業費確定に伴いまして78万7,000円の減額補正です。

3目除雪対策費の13節委託料では、入札執行残及び降雪量が少なかったことによる契約減額変更に伴う町道等除雪委託料2,914万1,000円の減額、14節の作業機材借り上げ料も実績による116万円の減額でございます。

4目の道路新設改良費及び5目橋梁維持費の13節委託料及び15節工事費では実績に伴いましての減額補正となっております。

3項河川費、55ページの1目河川維持費は財源調整でございます。

6項下水道費、1目下水道整備費においては、公共下水道事業特別会計歳出の減額による繰出金581万1,000円の減額です。

7項住宅費、1目住宅管理費は財源調整となっております。2目住宅建設費、15節工事請負費は入札執行残により203万5,000円の減額、3目住環境整備費、19節の住宅改修等支援補助は実績がなかったことによる減額、環境負荷軽減モデル集合住宅整備事業補助は予算額1,800万円に対して執行額600万円により1,200万円の減額でございます。

56ページ、9款1項1目消防費、19節で羊蹄山麓消防組合負担金75万4,000円の減額です。

57ページになります。10款教育費、1項教育総務費、3目教職員住宅費、15節工事請負費は教員住宅2棟の屋根塗装実施時における精査と入札執行残により76万2,000円の減額補正です。

4目教育諸費、13節委託料の学校インターネット環境設定業務委託料は、ニセコ小学校へWi-Fi機器を設置する予定でしたが、令和2年度よりGIGAスクール事業が実施されるため、未実施としたことにより521万4,000円の減額です。14節のバス借り上げ料では、スクールバスの3月の臨時休校によりほぼ運休等の運行実績減により607万8,000円の減額です。

2項小学校費では、財源調整となります。

4項高等学校費、2目の定時制高等学校管理費では財源調整となっております。

3目の教育振興費は、各補助の実績による減額補正となっております。

4目の寄宿舎管理費については、財源調整でございます。

5項幼児センター費、58ページの1目の幼児センター費、19節の地域型保育事業給付費負担金は、施設等理由型給付が当初見込みよりも利用が少なかったことによる99万9,000円の減額でございます。

6項社会教育費、2目有島記念館費については、財源調整でございます。

7項保健体育費、1目保健体育総務費、14節の使用料及び賃借料のスキーリフト使用料では、予定よりシーズン券の購入枚数が減ったことによる69万9,000円の減額です。

2目の体育施設費、3目給食センター費、4目の総合体育館費については、財源調整となっております。

59ページになります。12款公債費、1項公債費、1目元金については財源調整でございます。

2目利子、23節の町債の償還利子では、平成30年度の借入債について低利率で借入れができたこと、また令和元年度借入債についても同様に低金利で借入れができたことによりまして722万4,000円の減額の補正となっております。

それでは、歳入に参ります。18ページをお開きください。歳入、18ページでございます。1款町税、1項町民税、1目個人、1節現年課税分5,300万円の増、それから2節滞納繰越し分60万円の増額で計上しております。前年度に引き続き、給与所得、譲渡所得等が増加したことによる調定額の増や徴収率の増などによる増額となっております。

2目法人、1節現年課税分4,200万円の増額で計上しております。前年同様観光関連事業者や新幹線観光開発事業建設関係事業者、不動産関連事業者の法人税割、均等割の増額により増額の補正となっております。

2項1目固定資産税、1節現年課税分750万円の増額、それから2節の滞納繰越し分30万円の増で計上しております。新築家屋の増、地目変更による宅地の増などによる増額の補正となっております。

4項1目町たばこ税、1節現年課税分680万円の増額で計上しております。増税の影響と売上げ本数が前年度より微増したことによる増額の補正となっております。

5項1目入湯税、1節現年課税分1,680万円の増で計上してございます。宿泊の入湯客数が増加したことにより大幅な増額となっております。

20ページの2款地方譲与税からお進みいただきまして27ページ、10款地方特例交付金までにおいては、各項目の額の確定による補正でございます。

28ページを御覧ください。28ページ、11款地方交付税は4,169万6,000円の増額補正で、普通交付税について879万2,000円の増額、特別交付税は3,290万4,000円の増額については緊急防災・減災事業、地方創生推進交付金の事業費の増、地域おこし協力隊の増員などによるものでございます。

29ページになります。13款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金のニセコ子ども館運営費負担金は、利用人数等の実績に伴う負担金104万9,000円の減額でございます。2目教育費負担金の幼児センター保育料は、長時間型保育料の収入が増額になったことによる60万8,000円の増額、広域保育所入所市町村負担金では、他市町村に在住している子どもがニセコ町の幼児センター長時間型へ入園した児童が当初見込みよりも多かったことによりまして118万6,000円の増額となっております。

30ページの14款使用料及び手数料の1項使用料、1目総務使用料では、町民センター使用料33万7,000円の増、3目農林水産業使用料では総使用料30万1,000円の増、4目の土木使用料の2節住宅使用料では、前年度ベースに基づき当初予算を見込んでいましたが、使用実績の減少による歳入減

により318万7,000円の減額でございます。

5目の教育使用料の高等学校授業料では、新入生が当初見込みより少なかったことによる82万6,000円の減額でございます。

2項手数料、2目民生手数料の在宅老人支援手数料では、実績により65万3,000円の減額でございます。

31ページ、3目の衛生手数料では、燃やすごみ袋について当初予定を上回る購入量となったため、ごみ手数料60万円の増額でございます。

32ページになります。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、保険基盤安定負担金の減額、障害者給付費及び児童手当負担金は給付実績による国庫負担金の減額補正となっております。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の通知カード・番号カード発行委託料補助では、マイナンバーカード発行実績による64万2,000円の減額、地方創生推進交付金では、確定により99万7,000円の減額でございます。

2目の民生費国庫補助金の障害者地域生活支援事業費補助金では、補助対象事業量が減少したことによりまして95万3,000円の減額です。

3目の衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金の循環型社会形成推進交付金では、合併浄化槽におきまして23基の事業を見込んでおりましたが、当時取りやめなどにより13基の実施となったことによる82万3,000円の減額となっております。次に、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金では、国庫補助金の決定額が当初予定していた額よりも下回ったことによりまして51万円の減額でございます。過疎地域等自立活性化推進交付金197万円の減額補正では、公募によるプロポーザル方式により委託事業者の選定を実施した結果、当初の見込みより価格削減が図られたことによる減額と地中熱ヒートポンプの効果測定機器の設置を見合わせたことによる減額となっております。

33ページになります。4目土木費国庫補助金については、道路橋梁費と住宅費合わせて補助金確定に伴う社会資本整備総合交付金を減額補正するものでございます。

5目の教育費国庫補助金では、近藤小学校の施設環境改善交付金188万円の減額。

6目の商工費の国庫補助金では、プレミアム付商品券補助金のプレミアム部分を1,180万円で見込んでいたところ、商品券の換金額に対するプレミアム分が177万7,000円の実績となったことによる1,121万7,000円の減額でございます。

3項委託金、3目農林水産業費委託金の国営土地改良事業委託金99万2,000円の増額。

34ページになります。16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金の1節の社会福祉費負担金では、負担金実績の確定に伴う道負担金の減額でございます。2節の児童手当負担金でも給付実績による道費負担金の減額となっております。

2目の教育費道負担金の子どものための教育・保育給付費負担金では、施設型給付費、これは市立の認定こども園や家庭的保育事業所の利用者の減に伴いまして50万8,000円の減額となっております。

3目の衛生費道負担金の感染症予防事業費負担金は、新型コロナウイルスに伴う感染予防に要す

る費用について、北海道から感染症予防事業費負担金10万2,000円の増額でございます。

2項道補助金、1目総務費道補助金の地域づくり総合交付金は、統合型GIS導入に要する経費について北海道地域づくり総合交付金の交付の採択がされなかったため、110万円の減額でございます。

2目民生費道補助金では、交付決定額の確定による減額補正となります。

35ページになります。4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金の青年就農給付費では、青年就農給付費の実績に伴う59万9,000円の減額、農業経営高度化促進事業補助金では、事業補助金の確定に伴いまして97万2,000円の減額、2節の林業費補助金では、補助事業実施による事業量減による補助金額の減額補正となっております。

5目の商工費道補助金、1節商工費補助金においては、本年度も引き続き消費者行政活性化事業補助金の交付を受けることができたため、332万6,000円の増額です。地域づくり交付金については、ニセコハロウィン事業に関わる地域づくり総合交付金について直接実行委員会に入金することとしたため50万円の減額。

6目教育費道補助金の地域づくり交付金については、いきいきふるさと交付金事業において過充当が発生し、関係機関と調整を行った結果、交付内示を受けていた地域づくり総合交付金60万円を減額することで対応したことによる60万円の減額でございます。

3項委託金、1目総務費委託金、2節の徴税费委託金では、個人町民税の増加に伴い道民税の徴収取扱い額も増加したことによりまして、当初予算額に比べて53万7,000円の増額となっております。4節の選挙費委託金では、各選挙の事務委託金について実績による減額となっております。

36ページになります。5節の統計調査費委託金では、統計調査において当初想定していたよりも調査員の人数が減少したことなどによる交付金額53万9,000円の減額です。

2目の農林水産業費委託金の国営緊急農地再編整備事業ニセコ地区換地業務委託金では、委託金の確定に伴いまして53万7,000円の増額となっております。

37ページになります。17款財産収入、1項財産運用収入では、IRU譲渡の時期が令和2年度に延期になったため、当初3か月分を見込んでいた光ファイバー通信線の貸付料が12か月分入金されたため光ケーブル貸付料332万円の増額でございます。

2項財産売払い収入では、町有地の立木の売払い収入32万5,000円の増額です。

38ページになります。18款寄附金の指定寄附金では、社会福祉指定寄附を1件受けたことによる補正で、同額を歳出補正し、基金への積立てを行います。ふるさとづくり寄附金と合わせて140万5,000円の計上でございます。

39ページになります。19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、決算見込みによりまして基金繰入れを全額する必要がなくなったことから、1億9,000万円の減額でございます。

4目公共施設整備基金繰入金においては、決算見込みから基金繰入れを一部する必要がなくなったことによる1億3,000万円の減額補正でございます。

5目の地域福祉基金繰入金においては、決算見込みから基金繰入れを全額2,500万円取り崩さな

いこととしたことによる減額補正でございます。

8目の庁舎建設基金繰入金においては、令和元年度分の事業費が確定し、基金繰入れを一部する必要がなくなったことによる10万円の減額補正となっております。

2項特別会計繰入金、2目の国民健康保険事業特別会計繰入金では、国保会計の歳入歳出状況を勘案し、過去の任意繰出金の精算として一般会計に繰り入れすることによる1,330万円の増額補正となっております。

40ページになります。20款1項1目繰越金では、前年度繰越金6,939万円で、平成30年度からの繰越金の実績による増額の補正となります。

41ページは、21款諸収入、1項1目延滞金では、滞納者の収入実績増に伴い、町税延滞金50万5,000円の増額となっております。

4項受託事業収入の2目の後志広域連合受託収入では、受診実績が少なかったことによる243万9,000円の減額です。

5項、4目雑入の2節の給食費収入から5節、7節、11節の高校寄宿舎利用負担金については、利用実績による減額となっております。14節の備荒資金支消金では、決算見込みから支消金を全額支消する必要がなくなったことにより2,290万円の減額補正となっております。23節の雑入では、事業実績額による増減でございますが、42ページの下から5段目、ようてい地域広域消費生活相談窓口運営委託収入については、消費者行政活性化事業補助金の追加配当があり、消費者行政事業の歳出額が減額となったため、受託金346万1,000円の減額補正でございます。

43ページから44ページ、22款町債において入札執行残などの事業費の減額及び補助金等の特定財源の確定により、各事業債を借入れ実績に合わせて減額補正するものでございます。

それでは、11ページにお戻りいただきまして、11ページ、第2表、地方債補正でございます。今ほどの起債の関係で役場庁舎・防災センター整備事業につきましては、左側変更前の起債の限度額を減額して、右側の欄、変更後の起債の限度額にするものでございます。また、利率及び償還の方法については記載のとおり変更となります。以下、15ページにかけての15件の事業についてはおのおの左側、変更前の起債の限度額を減額して、右側の欄、変更後の起債の限度額にするものでございます。そのほか起債の利率等は変更はございません。それから、地方債については60ページにも現在高に関する調書がありますので、後ほど御覧いただければというふうに思います。

承認第1号に関する提案理由の説明は以上でございます。

日程第13、承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和元年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算）について……

○議長（猪狩一郎君） 説明を中止してください。

この際、議事の都合により午後2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時10分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を続けてください。

○副町長（林 知己君） それでは、承認第2号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和元年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

令和2年6月11日提出、ニセコ町長、片山健也。

63ページは、令和2年3月31日付での専決処分書でございます。

65ページになります。令和元年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算。

令和元年度ニセコ町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ825万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,755万4,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月31日、ニセコ町長、片山健也。

次のページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。

66ページ、歳入、67ページ、歳出となります。68ページ、69ページが補正予算事項別明細書の総括でございます。69ページ、歳出を御覧ください。今回の補正額825万4,000円を増額の財源内訳については、その他で169万5,000円の減額、一般財源で994万9,000円を増額ということでございます。

74ページの歳出を御覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、28節繰出金では、国民健康保険事業特別会計繰出金1,330万円増額については、過去の任意繰出金の精算として一般会計に繰戻しを行うものでございます。

2目後志広域連合負担金は、療養給付費と実績額の確定による執行残1,781万3,000円の減額となっております。

75ページ、3款基金積立金については、国保会計の歳入歳出状況を勘案し、基金へ積み立てることによる基金積立金1,390万円の増額でございます。

76ページになります。4款諸支出金及び77ページの5款予備費については実績による減額でございます。

歳入の説明をいたしますので、70ページを御覧ください。70ページ、1款1項国民健康保険税の1目一般被保険者国民健康保険税では、1節の医療給付費分現年課税分588万9,000円の減額から6節の介護納付費分滞納繰越し分30万8,000円の増額まで収納額確定により計上してございます。

71ページ、3款繰入金については、保険基盤安定繰入金、こちらは保険税の軽減分と保険税の支援分については減額、出産育児一時金等繰入金については、確定により80万8,000円の増額の計上でございます。財政安定化支援事業の繰入金は増額、事務費繰入金については減額により一般会計繰入金については合わせて169万5,000円の減額の補正となっております。

72ページ、4款繰越金では、平成30年度会計が確定したことによる前年度繰越金115万1,000円の

増額の補正でございます。

73ページになります。5款諸収入については、1項1目一般被保険者延滞金で、実績により保険税の延滞金（一般分）で34万4,000円の増額の計上でございます。

3項1目雑入の後志広域連合過年度精算還付金では、平成30年度の後志広域連合分賦金、これは医療分でございますが、その精算で還付金が生じたことにより1,714万8,000円の増額でございます。

承認第2号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第14、承認第3号 専決処分した事件の承認について（令和元年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算）についてでございます。

議案では79ページになります。承認第3号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和元年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

令和2年6月11日提出、ニセコ町長、片山健也。

81ページは、令和2年3月31日付での専決処分書でございます。

83ページになります。令和元年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算。

令和元年度ニセコ町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ366万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,610万5,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

令和2年3月31日、ニセコ町長、片山健也。

次のページを御覧いただきたいと思っております。84から85ページ、第1表、歳入歳出予算補正でございます。

86ページを飛ばしていただいて、88ページから歳入歳出補正予算事項別明細書の総括でございます。89ページの歳出を御覧ください。補正額の合計366万3,000円減額の財源内訳については、国道支出金で18万9,000円の減額、地方債で290万円の減額、一般財源では57万4,000円の減額でございます。

96ページの歳出を御覧ください。96ページ、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、19節の北海道自治体情報システム協議会負担金では、上下水道管理システム改修内容の精査により改修費が確定したことによる執行残35万8,000円の減額でございます。

97ページ、2款管理費、1項1目維持管理費、11節需用費の光熱水費では、燃料調整費及び自然エネルギー負担費が当初予定より低く、電気料金が安かったことによる執行残31万3,000円の減額でございます。

98ページになります。3款建設改良費、13節委託料の水道施設実施測量設計委託料では、事業費

の確定による189万7,000円の減額、15節の工事請負費の宮田地区配水管布設工事については、入札執行残による67万5,000円の減額です。

99ページ、5款予備費では、実績によりまして42万円の減額でございます。

歳入の説明をいたしますので、90ページにお戻りください。90ページ、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料の現年計量給水使用料金では、水道使用料の収入額が当初見込みより増えたことに伴いまして、500万円の増額でございます。

91ページ、2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目簡易水道事業国庫補助金では、簡易水道事業国庫補助金の確定に伴いまして18万9,000円の減額です。

92ページ、3款繰入金について、簡易水道事業特別会計の歳出減額及び水道料使用料等の歳入の増額に伴いまして、一般会計繰入金896万9,000円の減額です。

93ページ、4款繰越金の前年度繰越金では、平成30年度からの繰越金の実績により44万2,000円の増額です。

94ページの5款諸収入では、消費税還付金が発生したことに伴う消費税還付金295万3,000円の増額です。

95ページの6款町債では、簡易水道事業債においては、機器設備更新事業は宮田地区の減圧弁ほか更新事業費の確定による減額補正、配水更新事業については、曾我地区配水管更新事業及び小花井地区配水管更新事業などの事業費確定に伴う減額、配水施設の改修事業については、曾我地区の水道施設の屋根修繕の事業費の確定に伴う町債の減額補正となっております。

86ページにお戻りください。86ページ、第2表、地方債補正でございます。今ほどの起債の関係で、左側に変更前に起債の限度額4,790万円を290万円減額して、右側の欄、変更後の起債の限度額4,500万円にするものでございます。そのほか起債の利率等は変更ございません。それから、地方債については100ページにも現在高に関する調書がございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

承認第3号については以上でございます。

続きまして、日程第15、承認第4号 専決処分した事件の承認について（令和元年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算）についてでございます。

101ページになります。承認第4号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和元年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

令和2年6月11日提出、ニセコ町長、片山健也。

103ページは、令和2年3月31日付での専決処分書でございます。

105ページになります。令和元年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算。

令和元年度ニセコ町の公共下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ270万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,234万5,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

令和2年3月31日、ニセコ町長、片山健也。

次のページ、106ページから107ページは、第1表、歳入歳出予算補正でございます。

108ページは飛ばしていただいて、110ページから補正予算事項別明細書の総括でございます。111ページ、歳出がございます。今回の補正額合計270万5,000円の減額については、地方債で20万円の減額、その他で40万円の増額、一般財源で290万5,000円の減額でございます。

117ページ、歳出を御覧ください。2款管理費、1項1目維持管理費、13節委託料及び15節の工事請負費では、入札残による減額となります。

118ページになります。3款1項1目建設改良費、13節の委託料では入札残による減額、15節工事請負費の公共下水道汚水枘設置工事は、当初予定していましたが建築物が建築主の都合で中止となり、下水道公共汚水枘設置をやめたため執行残による87万2,000円の減額となっております。

119ページ、4款公債費の町債償還元金については、財源調整となっております。

5款予備費は、執行残50万円の減額でございます。

歳入については、112ページを御覧いただきたいと思えます。112ページ、1款分担金及び負担金、1項分担金の公共下水道事業分担金現年度分は、下水道区域内の新築による下水道接続件数が当初予定見込みより多かったことによる40万円の増額でございます。

113ページ、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料では、現年の下水道使用料が当初見込みより多かったことにより250万円の増額でございます。

114ページは、4款繰入金の一般会計繰入金については、公共下水道事業特別会計の歳出の減額及び下水道使用料等の歳入の増額に伴いまして繰入金581万1,000円の減額でございます。

116ページ、6款の町債では、公共下水道事業債の駅構内のマンホールポンプ場自家発電整備事業の確定により20万円の減額となります。

108ページにお戻りください。第2表、地方債補正でございます。今ほどの起債の関係で左側変更前に起債の限度額340万円を20万円減額して、右側の欄変更後の起債の限度額320万円にするものがございます。そのほか起債の利率等は変更ございません。

それから、地方債については121ページにも現在高に関する調書がございますので、後ほど御覧いただきたいというふうに思います。

承認第1号から4号の説明は以上でございますが、専決処分しました令和元年度補正予算に関わる各会計の総括表及び一般会計、各特別会計の歳入及び歳出の内訳、補正予算の枠組みにつきましては、別冊の補正予算資料ナンバー1を御覧いただきたいというふうに思います。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより承認第1号 専決処分した事件の承認について(令和元年度ニセコ町一般会計補正予算)の質疑に入ります。質疑はありますか。

高木議員。

○8番（高木直良君） 高木です。一般会計の歳入に関して2件、歳出に関して2件、それと特別会計、国保会計について1件質問させていただきます。

最初のその質問……

○議長（猪狩一郎君） 高木さん、国保は後でやりますので。

○8番（高木直良君） 一般会計だけね。

○議長（猪狩一郎君） はい。

○8番（高木直良君） 一般会計のうち税収の伸びがあるということで、内訳として個人、法人と。いずれも伸びているということで、説明があったのはちょっと分かりにくかったのですが、そのうち個人の5,300万円の伸びの主な要因といいますか、要素です。これについての中身と、それから今後のこれは見込みですけれども、そういう流れがしばらくは続くかどうかが1点です。

それから、歳入のうち15節国庫支出金、道支出金の減額でありますけれども、これかなり大きな減額なのですが、実績に基づくということなのですが、その中で2ページの備考でいろいろ書いてございます。国庫支出金のうち例えば社会資本整備交付金、過疎地域等自立活性化推進交付金、これらは入札差金の分が実績の減というふうに捉えてよろしいのか、あるいは内容的に数量の減ということも含まれているのかお尋ねしたいと思います。

それから、歳出の面なのですが、扶助費について実績の減でいろいろ書かれておりました。これは、扶助対象者の方が減ってきているという意味でよろしいのでしょうか。これらの傾向について、扶助が必要とされる方が少しずつ減っているという流れの現れなのか、あるいは一時的にそういうことが生じているのか、もし分析がありましたら、お聞きしたいと思います。

それから、歳出の土木費であります。この中で例えば省エネ補助が実績ゼロです。それから、集合住宅環境負荷低減整備促進、これは実績に2件かなと思うのですが、いずれも残金が出ておりますが、非常に私もったいないというか、こういった省エネ関係の住宅改修だとか、あるいは新たに集合住宅を建てる際にこういうエネルギー関係の補助金があるのですけれども、これらが実績としてあまり出てこないというのは周知の仕方に問題があるのか、あるいは周知していろいろ質問があったり、相談があったりということがあっても辞退されているのか、そもそもそういうことに気がついていないのかというちょっと疑問がありますので、ご質問したいと思います。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○建設課長（高瀬達矢君） 高木議員の今の質問の55ページの土木費の歳出の件について私のほうからお答えしたいと思います。

まず、1点目の住宅改修支援補助、今回マイナス150万円ということで執行がゼロ円でございます。これまで平成23年にスタートして、実績としては延べ8件ということでここ一、二年実績がない状況です。これについては、国のほうの交付金の財源も当てにしております、その基準にある程度倣ってうちの独自のをやっております。たしか私担当して1件ご相談は実際にあったのですが、条件の中にその建物の窓を全てお願いしたいという条件があるのですけれども、これに合

致しなくて一部の窓だけを省エネにしたいというご相談があったのですが、それだと国の基準に合致しないということで、ちょっと残念だったのですけれども、お断りしているということでございます。あと、新築にはこの補助金該当になりませんので、あくまでも今あるやつの改築ということをお願いしているところでございます。

それから、もう一点、環境負荷軽減モデル集合住宅整備事業補助、マイナスの1,200万円ということで、当初予算では1,800万円見ておまして、昨年実績として木造の2階建ての長屋なのですけれども、1棟5戸建てということで町内で事業者であれば150万円限度額ですが、今回町外の施工業者のということで120万円の限度額でオーナーさんのほうに補助金が出ているというようなことでございます。これについても、社会資本交付金45%収入しておましてやっているところです。この事業が始まって残念ながらまだ1件の実績で、令和2年度についても予算化させていただいているのですが、なかなかたくさんアパートは建てているのですけれども、面積がうちのほうとしているのは世帯向けのアパートの建設が欲しいということでやっているのですが、どうも単身向けのアパートがたくさんできているのですけれども、60平米以上の2Lくらいができないというか、オーナーさんもそこには投資がなかなか、入居が見込めないということなのか、なかなか進まないような状況で、少し相談はあるのですけれども、具体的に至っていないというのが現在の状況でございます。令和2年度についても今具体的に進んでいるこの事業に該当するものについては現在のところございません。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 柏木参事。

○企画環境課参事（柏木邦子君） ただいまの高木議員からのご質問のうち、過疎地域と自立活性化推進交付金の関係でお答えいたします。

今32ページの下のほうのこちらのほうの補助金ベースでマイナス197万円というものについてご質問ということで理解をさせていただいておりますが、こちらに対応する歳出のほうは、同じ資料の50ページ御覧いただきたいと思っております。50ページの4款の衛生費のうちの7目の環境対策費、こちらのほうの13節の委託料です。こちらのうちの87万円、その下の18節の備品購入費110万円と、これの合算金額が今回のマイナスということになっております。

委託料のほうにつきましては、執行した結果入札残ということで減額をされております。備品購入費のほうなのですけれども、当初こちらの事業の中で町民センターにあります地中熱ヒートポンプの効果測定を行う予定をしておまして、その計測機器の購入を予定しておりました。ただ、事前に予算計上の段階では事業者のほうに確認をいたしまして、ヒートポンプ本体に計測機器をつける予定にしておりましたが、実際に事業をする際にもう一度必要な機器等を確認いたしましたところ、本体プラスあとその地中側と排出側の地上側ということで計測器を3台つけないと正確な計測ができないという話になりまして、ちょっと費用がかさむ話になりましたので、令和元年度の予算ではちょっと執行を見送ったというような状況でございます。

今後の対応なのですけれども、この後まちづくり会社を設立していた中で改めて会社の事業ということでこういった計測を行っていくという点にしてございます。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 林副町長。

○副町長（林 知己君） 私からは、高木議員からご質問がありました町税の歳入の関係についてご説明させていただきます。

歳入について、個人の町民税並びに法人税の形でのご質問だったと思います。令和元年度の最終的な決算においては、給与所得ですとか譲渡所得が増加したことにより今回大幅な増額になったということでご説明させていただいております。個人の方です。法人税については、不動産関係事業者並びに工事関係の部分での法人税の法人税割、均等割が増えたことによりまして増額補正となっているということでご説明させていただいております。

前回の議会のときにも関連の質問が少しあったと思いますけれども、令和2年度においてもある程度少し押さえたというか、状況を見ながらの調定額となっております。令和2年度の当初の予算では、町民税の法人税は令和元年度の当初と比べて約1,000万円ぐらい落ちるだろうということで調定を見込んでおります。また、法人税では600万円ほど落ちるということで令和2年度の当初では予算を組んでいる状況でございます。

前回のときもお話ししましたとおり、特に個人の町民税については給与の所得ですとか、どれだけ譲渡があるという部分で非常に不確定なものがございますので、そのような予算組みをさせていただいておりますけれども、令和2年度においてはこれまでのような大幅な伸びはないだろうということでの令和2年度の予算的な考えとなっております。

また、今後コロナウイルスの関係で状況もちょっと少し変わってくるのかなという部分がありますので、その辺は税収は大きな財源として占めてございますので、今後の状況もしっかり確認しながら進めていければいいかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○建設課長（高瀬達矢君） 私からもう一点、歳入のほうの33ページの土木費の国庫補助金の減額の主な理由についてご説明させていただきたいと思っております。

まず、1点目の道路のほうの補助金、マイナス3,181万9,000円なのですが、これは実は町道の羊蹄近藤連絡線の歩道整備事業と橋梁の長寿命化、補修とかの事業、それから除雪の補助金、この3本が合わさっているところの予算でございます。主な減額なのでございますが、町道羊蹄近藤連絡線の歩道整備なのですけれども、うちのニセコ町からの国の要望額に対して10%程度の補助金の内示、116万円程度しか昨年はなく、そういうことで大きな減額になっております。当初は1,700万円ほどを見込んでいたのですけれども、160万円ほどしか予算がつかなかったということ。それから、除雪のほうでございますけれども、要望額としては2,950万円ほど国のほうにお願いしているのですが、結果的に補助金が約50%の1,430万円ほどしか国のほうからいただけなかったというところでございます。

それから、もう一点、その下の住宅費の補助金でございますが、これにつきましては公営住宅の改修事業、新有島団地とか望羊団地の改良、それから公営住宅の長寿命化の見直しの計画の部分の

これに対する国の補助金、それから民間住宅の推進事業として先ほど歳出で質問のあった環境負荷軽減モデルの集合住宅の補助金です。それと、先ほどもご質問があった窓の改修事業、それから今進めている新団地の整備事業の計画、それから住宅費の家賃の減免に伴う国からの補助金、これが全部合わさってこの住宅費の補助金なのですが、主な減額としては先ほど言った集合住宅の補助の実績が600万円しかなかったということで、こちらで当初810万円を見込んでいたのが270万円ほどということで大きく減額になっております。

それから、住宅改修の省エネ、67万円ほどしか見込んでおりませんでした、支出がなかったものですから、歳入がゼロ円というようなことです。そのほか有島団地の改修だとか望羊団地の改修については、目的については予定どおり執行することができて、入札による執行残が多少あるというようなことでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（猪狩一郎君） 高木さん、よろしいですか。あと質問残っていますか。

○8番（高木直良君） すみません、扶助費の減額の件で。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） それでは、民生費関係の扶助費について説明したいと思います。

まず、決算書48ページになります。3款1項1目20節扶助費、重度心身障害者ひとり親家庭等医療扶助費292万8,000円の減でございますが、利用実績に伴う減でございます、対象者が増減したとか制度が変わったとかということではありません。参考までに重度のほうにつきましては月85万円を想定しておりましたが、実績としては月60万円程度の支出となっております。独り親家庭につきましては、予算では月大体9万円程度を予定しておりましたが、実績として9万6,000円とこちらのほうは上がっているという状況でございます。

その次、障害医療費（更生医療・育成医療）でございますが、こちらにつきましては対象者は予算時と変更ございません。社会保険の該当者が3名、それから国保、後期合わせて8名の対象者につきまして入院、それから通院、それと調剤合わせまして前年の数値等を基に予算積算しておりましたが、通院等の実績に基づきまして減額となっております。

3段目、補装具の扶助費でございます。金額にして179万9,000円の減ということで、こちら当初予算では10万円が年間20件の支出と見込んでおりましたが、実績につきましては3件の19万2,489円の実績ということでこの差額分が減額となっております。補装具につきましてもあくまで見込みで予算を計上してございますので、その年々によって大きく残ったり、あるいは年度途中で補正したりということがあるものでございます。

ここの扶助費の最後、介護給付費等給付費でございますが、285万2,000円の減額、こちらにつきましては自立支援の障害者サービスの実績でございます、こちらにつきましても障害者が例えばグループホームを利用している方が入院で1か月空けるとか、そういった場合もございまして詳細はちょっとかなり積算細かい資料になりますので、基本的には満度サービスを年間利用した場合の予算を計上してございまして、利用実績に基づいて執行残につきましては減額ということでございます。

ここにつきましては、もともとの補正前の額が8,200万円ということで約1割、12%程度の減額という形になっているかと思えます。

それと、予算書49ページのほうの扶助費では、2項1目20節の扶助費、こども医療費につきましては200万7,000円の減、こちらも過去の利用実績に基づいた予算計上をしております、当初予算では月47万5,000円の医療給付費を予定しておりましたが、実績としては月30万7,724円の実績ということでその差額分が減でございます。

それと、最後の児童手当373万5,000円の減につきましては、児童手当につきましても見込みで予算は計上しております、ちょっと実績としての部分ご紹介させていただければなと思っております。当初予算では8,010万円の予算に対しまして実績額が7,636万5,000円の執行額となっております。

まず、内訳といたしましては、被用者の3歳未満が810人のところが702人の実績、3歳から小学生の第1子から第2子の子どもが2,560人に対しまして2,358人の実績、第3子につきましては460人の見込みに対しまして414人の実績となっておりまして、非被用者分につきましては3歳未満の予算計上額が540人分、それに対しまして実績が501人、3歳から小学生の1子から2子につきましては1,200人の予算に対しまして1,370人、第3子につきましては230人に対しまして243人、それと中学生につきましては950人の予算に対して892人、それともう一つ最後特例給付、これは所得制限にかかっている方ですが、こちらの方480人の予算に対しまして453人の実績というところの差が今回の減額の内容となっております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） 5番、齊藤うめ子です。45ページの款2総務費の一番下のところです。目7地域振興費のところ、46ページにかかってくる上段です。そのところで先ほどもちょっと説明ありましたが、地域おこし協力隊報酬が20名の予算が14名に少なくなったので、減額したということがありますけれども、そうすると同様に集落支援もこの上にあるように352万円ですか、減額しています。それに関連して当然委託料から、それから負担金、その下の段になりますけれども、13節、19節減額しているのですけれども、お聞きしたいのは当初20名の予算を見込んでいた、それから集落支援員ももう少し人数予定していたのではないかなと思うのですけれども、それが14名採用したということですが、これかなり人数の差があるのですけれども、募集した結果集まらなかったのか、それとも募集したけれども、結果的には採用しなかったのか、その内訳というか、そのところを教えてくださいたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） まず、地域おこし協力隊でございますが、2019年度において全体で20名ということで募集をかけたのですが、全部には満たずに14名だったということでございます。それで、細かな数字ではちょっとごめんなさい、今現状覚えていませんけれども、なかなかこちらから募集するけれども、募集の内容がやはりハードルが高くて応募してこない分野ですとか、それから選定のといいますか、応募者を決める過程で年齢が相当高い方が来ていてとかということも含

めて、それらを総合的に勘案してご辞退いただいた方、そう人数はいませんが、そういうようなことが入り混じって7名分は不足を生じたということになっています。おおむねどちらかというところと厳しいハードルのところとか、その応募される方の志向でということ応募に至っていないところというところのほうがちよっと多いかなという感覚でございます。

ちなみに、7名のうち募集したけれども、至らなかったところについては直売会が1名、直売会は既に2名いたのですが、もう一名ということだったのですけれども、そこに対する募集がなかった。こども館、それからワイナリーの継承を含めたお手伝いも含めてワイナリーの継承と。ラジオニセコ、体育館でスポーツ担当をするということ、それから幼児センター、これらのところを含めて7名の部分について応募がなかった、もしくはちよっと年齢的にということも含めた総合的に取らなかつたというような状況でございます。

それから、集落支援員につきましては7名のところ6名ということで、農政担当の部分で1名新たな応募がなかったということでございます。

以上です。

(何事か声あり)

○企画環境課長(山本契太君)　そうです、すみません。20名のところ14名なので、7名ではなくて6名足りなかつたということです。

すみません、以上です。

○議長(猪狩一郎君)　斉藤議員。

○5番(斉藤うめ子君)　すみません、ちよっと最後のところ聞き落として、20名のところ14名は採用して6名が落ちたわけですね、採用されなかつたわけですね。それで、こういう、この質問ここからはちよっと広がるかもしれないのですが、これまでの募集していた、募集を振り返ってみてもやはりなかなか応募がなかつたとか、そういう今説明があつたようにハードルが高いとか、そういうことでなかなか集まらなかつたということは過去にもやはりあつたのでしょうか。

それと、これの審査というのでしょうか、その審査というのは試験とか、こういう内容はどのようになっているのかちよっと教えていただけたらと思うのですがけれども。

○議長(猪狩一郎君)　山本課長。

○企画環境課長(山本契太君)　数字だけ見ると、いわゆる集まらなかつたというふうな表現もできようかと思ひますがけれども、一般的に考えますとニセコ町は相当な人数を募集して、募集しても来ないという町が多い中で相当来てくれているなという、担当としてはそういう逆に言うとイメージを持っております。

それから、地域おこし協力隊早い段階からニセコ町としては活用といいますか、させていただいておりますけれども、だんだん、だんだんこの制度広がりを見せて全国的にどの町も活用するような状況になってきて、相当選択肢が広がっているということも一つ応募に全人数が満たなかつたというのは、その辺のところも少しあるのかなというふうには思ひます。

それから、審査については役場のそれぞれの課の担当、それから派遣する先の代表の方という形で集まっておりますので、その双方が応募者の方についての面接等で選考をさせていただいております。

いうことでございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） もう一つ、何かペーパーテストというか、試験みたいなものもあるのでしょうか、面接だけではなくて。ちょっとそこを教えてください。

○議長（猪狩一郎君） 山本課長。

○企画環境課長（山本契太君） 応募の動機などを書いていただいているということはあります。ただ、一般教養試験というのでしょうか、そういうようなものは特に採用していません。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和元年度ニセコ町一般会計補正予算）の件は、承認することに決しました。

これより承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和元年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

高木議員。

○8番（高木直良君） 高木です。1つは、後志広域連合過年度精算還付金というのが説明がございました。6ページでいいますと、歳入内訳の中にございます。これの還付された要因といいますが、仕組みが私十分分かっていないのですけれども、過年度精算還付金というのが1,700万円超えておりますが、これについてのご説明をお願いしたいと思います。

それから、こういったことが多分原資になっていると思うのですけれども、今回基金の積立てで1,390万円ございます。一方、歳入の一番最初の部分で国民健康保険税がマイナス869万円ということで減額になっております。これは、先ほどほかの資料で収納率九十何%という数字がございましたけれども、私の解釈間違っていたらあれなのですが、収納率そのものはそんなに落ちてはいないと思いますので、この減額というのは掛金そのものが下がっている、つまりその加入者の収入なり資産なりというのが減ってきているのか、その反映であるのかどうかということをちょっとお聞きしたいと思います。

それで、基金が幸い積み立てられますけれども、今回既に条例が通っておりますけれども、国民健康保険料の引き上げがされております。その時点でちょっとお尋ねしたいことがありまして、いろんな計算の積み上げがありますけれども、特に均等割、これは家族4人であれば4人分の計算になりますけれども、そのうち例えば18歳未満の子弟のいるところについてはその分、例えばお二人18歳未満がいればその分を減免するとか、そういう形での国民健康保険税の割引といいますが、減

免などができないだろうかということで一定の試算をいただいております。それによりますと、減免に必要なお金はほぼ年間330万円ということで試算をいただきました。一回減免するとこれはずっと続くわけですから、単年度だけで計算はできないわけですが、そういった今回の基金の積立てなり、あるいは今後の広域の後志のほうからの精算金などがもし見込めるということを含めてこういった減免が可能となるかどうか、こういったことについての、今は即答を当然できませんけれども、検討などをしていただけるかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 初めに、73ページの広域連合過年度精算金について説明いたします。

これにつきましては、平成30年度の国民健康保険の分賦金の確定に伴う精算でございまして、医療給付分につきましては既納付金が1億4,844万9,896円、これに対しまして確定額が1億3,103万1,410円の差額分1,714万8,486円の補正になります。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 芳賀課長。

○税務課長（芳賀善範君） 私のほうから国保税の状況についてちょっと説明させていただきます。

国民健康保険税、社会保険法が要件緩和とかありまして、国保の今まで支えてくれた基幹となる国保税収入を納めていただいた方たちが社会保険のほうにかなり加入している状況がございます。被保数が絶対的に減っているこの数年の状況がございまして、国保会計非常に厳しい状況がございます。その被保数の減、その他支えてきた人たちの減というような形で令和元年分の国保税は減額になっているというふうにご理解いただきたいと思います。

あと、均等割の減免の話がちょっとございましたけれども、令和2年度当初賦課、現在確定したのですけれども、議決いただいて国保税上げさせていただいたのですけれども、それでも前年よりも下回っているというような状況がございます。詳しい分析はまだこれからなのですけれども、国民健康保険税から社会保険に加入している方が相当数いるというような状況がございますので、国保においてはかなり厳しい状況があるというふうにご認識しております。

よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 以前にもそういった傾向があって、社会保険のほうに移っていくという傾向についてであります。これは例えば全国的に平均にそういう流れなのか、特にニセコでいうとそういう平均よりももっと早いスピードでそういう減少が起きているのか、もし分かれば、お願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 芳賀課長。

○税務課長（芳賀善範君） まだ詳しい分析はこれからなのですけれども、小さい規模の自治体で当町ありますので、影響がかなり大きく出てきているのかなというような認識を持っております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終了します。

本件についても討論を省略します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和元年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算）の件は、承認することに決しました。

これより承認第3号 専決処分した事件の承認について（令和元年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件についても討論を省略します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分した事件の承認について（令和元年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算）の件は、承認することに決しました。

これより承認第4号 専決処分した事件の承認について（令和元年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件についても討論を省略します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号 専決処分した事件の承認について（令和元年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算）の件は、承認することに決しました。

この際、議事の都合により午後3時25分まで休憩します。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時25分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第16 議案第1号から日程第27 議案第12号

○議長（猪狩一郎君） これより日程第16、議案第1号 農業委員の選任についての件から日程第27、議案第12号 農業委員の選任についての件まで12件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、日程第16、議案第1号 農業委員の選任について説明をいたします。

議案の72ページをお開きください。議案第1号 農業委員の選任について。

ニセコ町農業委員に下記の者を選任したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めます。

記、住所、虻田郡ニセコ町字■■■■、氏名、荒木隆志、■■■■生まれ。

令和2年6月11日提出、ニセコ町長、片山健也。

下段の提案理由についてですが、読み上げます。

本町の農業委員について、令和2年7月19日に任期満了を迎えることから、農業委員会等に関する法律、第8条第1項に基づき、町長が選定した農業委員候補者について議会の同意を求めため、この案を提出するものであります。

別冊説明資料、こちらの1ページをお開きください。資料の1ページ、農業委員候補者の一覧表でございます。候補者の氏名、性別、年齢、職業、認定農業者の有無、推薦団体、経歴のほかその他の欄には農地委員候補、中立委員候補の記載をしております。

2ページから3ページには、農業委員会法の改正による農業委員の選出方法の変更に伴い、町長より諮問を受けたニセコ町農業委員評価選考委員会での審議の経過及び論点と答申を受け、議会に上程するまでの経緯について記載しております。

議案第1号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第17、議案第2号から日程第27、議案第12号までの農業委員の選任について説明をいたします。

議案の74ページをお開きください。議案第2号 農業委員の選任について。

ニセコ町農業委員に下記の者を選任したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めます。

記、住所、虻田郡ニセコ町字■■■■、氏名、大橋敏範、■■■■生まれ。

令和2年6月11日提出、ニセコ町長、片山健也。

議案の第1号から第12号までは同じく農業委員の選任について議案の内容及び提案理由については同じでございますので、省略させていただいて、農業委員候補者の住所、氏名、生年月日について読み上げて提案をさせていただきます。なお、農業委員候補者の経歴等につきましては、別冊説明資料の1ページから3ページでご確認願いたいというふうに思います。

それでは、76ページ、議案第3号でございます。

住所、虻田郡ニセコ町字 [REDACTED]、氏名、芳賀修一、[REDACTED] 日生まれ。

続いて、78ページ、議案第4号、住所、虻田郡ニセコ町字 [REDACTED]、氏名、笹塚成之、[REDACTED] 生まれ。

80ページ、議案第5号、住所、虻田郡ニセコ町字 [REDACTED] 地、氏名、大野智美、[REDACTED] 生まれ。

82ページ、議案第6号、住所、虻田郡ニセコ町字 [REDACTED]、氏名、久保正人、[REDACTED] 生まれ。

84ページ、議案第7号、住所、虻田郡ニセコ町字 [REDACTED]、氏名、高橋洋、[REDACTED] 生まれ。

86ページ、議案第8号、住所、虻田郡ニセコ町字 [REDACTED]、氏名、長井修、[REDACTED] 生まれ。

88ページ、議案第9号、住所、虻田郡ニセコ町字 [REDACTED]、氏名、大道正幸、[REDACTED] 生まれ。

議案第10号、住所、虻田郡ニセコ町字 [REDACTED]、氏名、大田和広、[REDACTED] 生まれ。

議案第11号、住所、虻田郡ニセコ町字 [REDACTED]、氏名、佐藤寿恵、[REDACTED] 生まれ。

議案第12号、住所、虻田郡ニセコ町字 [REDACTED]、氏名、茶谷久登、[REDACTED] 生まれ。

議案第2号から第12号に関する説明は以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

◎会議時間の延長

○議長（猪狩一郎君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

◎日程第16 議案第1号から日程第27 議案第12号（続行）

○議長（猪狩一郎君） これより議案第1号から議案第12号まで一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより議案第1号から議案第12号まで一括して討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決に入ります。なお、採決は議案ごとに行います。
初めに、議案第1号 農業委員の選任について、本件は荒木隆志氏の選任です。
お諮りします。本案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号はこれに同意することに決しました。
次に、議案第2号 農業委員の選任について、本件は大橋敏範氏の選任です。
お諮りします。本案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号はこれに同意することに決しました。
次に、議案第3号 農業委員の選任について、本件は芳賀修一氏の選任です。
お諮りします。本案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号はこれに同意することに決しました。
次に、議案第4号 農業委員の選任について、本件は笹塚成之氏の選任です。
お諮りします。本案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号はこれに同意することに決しました。
次に、議案第5号 農業委員の選任について、本件は大野智美氏の選任です。
お諮りします。本案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号はこれに同意することに決しました。
次に、議案第6号 農業委員の選任について、本件は久保正人氏の選任です。
お諮りします。本案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号はこれに同意することに決しました。
次に、議案第7号 農業委員の選任について、本件は高橋洋氏の選任です。
お諮りします。本案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号はこれに同意することに決しました。

次に、議案第8号 農業委員の選任について、本件は長井修氏の選任です。
お諮りします。本案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号はこれに同意することに決しました。

次に、議案第9号 農業委員の選任について、本件は大道正幸氏の選任です。
お諮りします。本案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号はこれに同意することに決しました。

次に、議案第10号 農業委員の選任について、本件は大田和広氏の選任です。
お諮りします。本案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号はこれに同意することに決しました。

次に、議案第11号 農業委員の選任について、本件は佐藤寿恵氏の選任です。
お諮りします。本案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号はこれに同意することに決しました。

次に、議案第12号 農業委員の選任について、本件は茶谷久登氏の選任です。
お諮りします。本案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号はこれに同意することに決しました。

◎日程第28 議案第13号から日程第36 議案第21号

○議長(猪狩一郎君) 日程第28、議案第13号 ニセコ町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての件から日程第36、議案第21号 令和2年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件まで9件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長(林 知己君) それでは、日程第28、議案第13号 ニセコ町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について説明をいたします。

議案の96ページになります。議案第13号 ニセコ町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について。

過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定に基づき、ニセコ町における過疎地域自立促進市町村計画（平成28年度～令和2年度）の一部を別紙のとおり変更する。

令和2年6月11日提出、ニセコ町長、片山健也。

議案の97ページになります。過疎地域指定を受けている自治体では、過疎地域自立促進特別措置法の目的達成に向け具体的施策を推進するに当たり、市町村計画を定めております。これまでも本町では、計画に基づき道路や公共施設といった生活基盤等の整備や各種ソフト事業等を着実に進めてきておりますが、今回市町村計画を変更するに当たり、議案を提出するものでございます。

1の生活環境の整備の変更内容として、上の表が変更前、下の表が変更後になりますが、新たな事業名として、（3）、ごみ処理施設で、事業内容として、一般廃棄物最終処分場施設整備事業、事業主体として町を加えております。

下段には変更理由を記載しておりますので、読み上げて説明をいたします。変更理由、最終処分場では、廃棄物処理法に基づく町の計画により厳しい水質基準が設けられ、埋立てごみの飛散防止と安全化を図るために、定期的にごみへの散水が行われています。この水質検査の中核を担うのがモニタリングPH計でありますけれども、平成14年の稼働開始以来一度も更新が行われておらず、老朽化が進んでいる状況です。PH計の耐用年数は11年となっており、耐用年数を経過した計量器の更新は法に基づく水質管理に不可欠なものであります。このような状況を鑑み、地域の衛生環境保全を維持していくためにもPH計を更新する計画を登載いたします。

次に、98ページには、2の地域文化の振興等の変更内容として、上の表が変更前、下の表が変更後となりますが、新たに事業名として、（1）、地域文化振興施設等その他で事業内容としては鉄道遺産群整備事業、事業主体として町を加えております。

下段には変更理由を記載しておりますので、読み上げます。変更の理由、ニセコエクスプレスは、クラウドファンディングによる残る1台の里帰りが実現しましたが、屋外での車両保存では損傷が進む一方となるため、屋内保存を可能とする車庫を建設します。また、車両内での資料等の展示を、また車両の移動を可能とし、観光客を引きつけるスポットとしての演出をいたします。なお、車両の耐用年数は17年となっております。中央地区のにぎわいづくりにも寄与するニセコエクスプレスを保全していくため、鉄道遺産群として整備を行う計画を登載いたします。

99ページ以降には参考資料として事業計画の変更した部分を抜粋しておりますので、ちょっと小さい数字でございますが、御覧いただきたいというふうに思います。

それぞれ変更前と変更後となります。

今回2つの過疎地域自立促進市町村計画の一部変更に当たり、令和2年6月3日付で北海道知事との協議が完了したため、本議案を提案するものでございます。

議案第13号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第29、議案第14号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更についての説明でございます。

議案102ページになります。議案第14号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、ニセコ辺地、近藤辺地及び宮田辺地に係る公共的施設の総合整備計画書を別紙のとおり一部変更する。

令和2年6月11日提出、ニセコ町長、片山健也。

今回の提案理由についてご説明いたします。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく辺地対策事業として公共施設の整備を行おうとする市町村は、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画、総合整備計画について都道府県知事と協議の上、当該市町村議会の議決を経て総務大臣に提出することになっており、これによりまして計画掲載事業について財政上の優遇措置、元利償還金の普通交付税基準財政需要額80%の算入が受けられる辺地対策事業債を発行することが可能となるものでございます。

参考といたしまして、別冊の大きく書いた補足資料、こちらの1ページを御覧いただきたいというふうに思います。補足資料の1ページには辺地図を掲載しております。現在ニセコ町では、5地域、ニセコ、曾我、近藤、宮田、福井が辺地地域となっております。辺地総合整備計画を策定しております。このうち3地域、ニセコ、近藤、宮田において対象事業を追加する運びとなったことから、辺地総合整備計画を変更いたします。議案のほうにお戻りいただきまして、103ページから105ページに総合整備計画書（案）として掲載しております。

追加事業については、まず103ページのニセコ辺地では、表に施設名と記載されている区分がありますけれども、その上から4段目、紅葉橋長寿命化事業、続いて5段目、ニセコ地区簡易水道水源整備事業、104ページの近藤辺地では、一番下の段、近藤地区簡易水道配水施設更新事業、105ページの宮田辺地につきましても一番下の段、小花井地区簡易水道ろ過材更新事業となっております。また、上記事業の整備を必要とする文言の追加も行っております。今回その3辺地の総合整備計画の一部変更に当たりまして、令和2年5月26日付で北海道知事との協議が完了したため本議案を提出するものでございます。

議案第14号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第30、議案第15号 ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案の106ページになります。議案第15号 ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年6月11日提出、ニセコ町長、片山健也。

107ページをお開きください。下段の提案理由についてです。読み上げます。提案理由、地域おこし協力隊制度の推進に向けて、国において地方財政措置（特別交付税）の上限額が期末手当相当分増額改正されたことから、現在任用している地域おこし協力隊員への本年度から期末手当を支給したいため、本条例を提出するものでございます。

それでは、条例の一部改正ですが、別冊の説明資料と新旧対照表、これにより説明をさせていた

だきたいというふうに思います。説明資料では、4ページをお開きください。説明資料4ページ、改正の趣旨は提案理由と同じですので、省略をいたします。改正概要は、地域おこし協力隊を期末手当の支給対象外から除く改正となっております。なお、支給割合はほかの会計年度任用職員と同様となります。改正条項の個別条項の改正内容ですが、新旧対照表では1ページとなります。第24条の適用除外に関わる規定のうち、第16条期末手当について地域おこし協力隊を除くことといたします。

107ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、令和2年6月1日から適用となります。

議案第15号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第31、議案第16号 ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。議案の108ページになります。議案第16号 ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例。

ニセコ町手数料徴収に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年6月11日提出、ニセコ町長、片山健也。

こちらについても、別冊の説明資料と新旧対照表により説明をいたします。説明資料では、5ページになります。改正趣旨は……提案理由を述べておりませんでした。失礼いたしました。

提案理由、109ページになります。109ページの下段、提案理由でございます。情報通信技術の活用による行政手続等に関わる関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、通知カードが廃止されることによる見直しを行うため本条例を提出するものでございます。

説明資料では5ページになります。改正の趣旨は、ただいまの提案理由と同じですので、省略をいたします。

改正概要ですが、手数料の種類及び金額に関わる規定から通知カード再交付手数料に関わる規定を削除いたします。個別条項では、新旧対照表では同じく1ページとなりますが、第2条第1項第48号、通知カード再交付手数料を削除いたします。

109ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行いたします。

議題第16号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第32、議案第17号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明をいたします。議案の110ページをお開きください。議案第17号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年6月11日提出、ニセコ町長、片山健也。

111ページを御覧ください。下段、提案理由でございます。読み上げます。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険税の免除等を行うとされたことに踏まえ、財政支援の対象となる保険税の減免の取扱いが示されたことに伴い、国民健康保険税条例において、新型コロナウイルス感染症の影響による減免の

特例について規定する必要があるため、本条例を提出するものでございます。

それでは、こちらも別冊の説明資料と新旧対照表により説明をいたします。新旧対照表では6ページとなります。改正の趣旨は省略いたします。

改正概要ですが、まず全部減免では、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯。ただし、事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全部を免除する改正となります。続いて、一部減免はこの後記載の計算式に基づいて算出したしました前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額ということで、その下の表の割合となります。

個別の条例改正の内容では、新旧対照表では2ページとなりますが、保険税の減免の特例に関する規定として第26条を新設をいたします。

議案111ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行いたします。

最後に、議案の111ページ下段の町民参加の状況ですけれども、関係法令の改正に伴うものでございますので、町民参加の手続を要しないとしてございます。

議案第17号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第33、議案第18号 ニセコ町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

議案第18号 ニセコ町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

ニセコ町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年6月11日提出、ニセコ町長、片山健也。

113ページ下段、提案理由がございましたので、読み上げます。提案理由、北海道後期高齢者医療広域連合が後期高齢者医療被保険者に傷病手当金を支給するため、ニセコ町で被保険者からの申請書を受け付けられるようにニセコ町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要があることから、本条例を提出するものでございます。

こちらも別冊の説明資料と新旧対照表により説明をいたします。説明資料では7ページとなります。改正の趣旨は省略をいたします。

改正概要は、後期高齢者医療に関わるニセコ町において行う傷病手当金の支給に関わる申請書の受け付けを加えます。個別条項の改正内容は、新旧対照表では2ページとなりますが、第2条に傷病手当金の支給に関する申請書の受け付けに関わる号を追加をいたします。

議案113ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行いたします。

最後に、町民参加の状況ですけれども、関係法令の改正に伴うものでございますので、住民参加の手続を要しないとしてございます。

議案第18号に関する説明は以上でございます。

続いて、日程第34、議案第19号 ニセコ町環境審議会設置条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

議案の114ページになります。議案第19号 ニセコ町環境審議会設置条例の一部を改正する条例。
ニセコ町環境審議会設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年6月11日提出、ニセコ町長、片山健也。

提案理由でございます116ページ上段でございます。読み上げます。本条例は、町長の諮問に応じ環境の保全について審議するため、ニセコ町環境審議会の設置とその運営について定めたものであります。平成31年3月に策定した第2次ニセコ町環境モデル都市アクションプランに基づき、令和2年度、2020年度に温室効果ガスの排出削減と経済活動の活性化の両立を目指すための条例の制定と、それに伴う環境基本条例の改正、新たな制度の構築など、専門的な知見を要する具体的な施策について検討を行うに当たり、審議体制を整備する必要があることから、審議会の委員定数の見直しや専門委員及び部会の設置を行うとともに、所掌事務、条例の文言や担当部署などを整理、見直しするものであります。

それでは、こちらの条例の改正につきましても別冊の説明資料と新旧対照表により説明をいたします。資料では8ページとなります。条例改正の理由は省略をいたします。

改正の内容でございますが、まずこれから説明いたします括弧内は改正後の条数となります。また、新旧対照表では3ページからになります。(1)、所掌事項の拡充、こちらは第2条の改正となりますが、環境の保全に関し必要な事項について必要がある場合は町長に建議できる旨を規定をいたします。

参考といたしまして、縦覧の結果寄せられた意見と町の考え方について縦覧結果の公示を掲載しておりますので、ご確認いただきたいというふうに思います。

(2)、委員定数の見直し、こちらは第3条の改正となります。その時々々の審議案件に対応した組織体制とすることができるよう定数の見直しを行います。環境保全に識見を有する者5名を4名以上6名以内に、一般公募に応じた者5名を4名以上6名以内にする改正でございます。

(3)、委員以外の者への委員会の出席、第5条の改正となります。専門委員やニセコ町環境エネルギー戦略アドバイザーなど委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聴取することができるよういたします。

(4)、専門委員、部会の新設、第6条と第7条の改正となります。専門的な知見を要する具体的な施策について検討するため、専門委員及び部会の設置をいたします。

参考として、部会、専門委員と審議会、審議会委員の審議事項、要件等の比較を載せてございますので、御覧いただきたいというふうに思います。

(5)、その他として、若干の文言の整理、第3条の改正、庶務担当課の見直し、第8条による改正を行います。

議案の115ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行いたします。

議案第19号に関する説明は以上でございます。

それでは、日程第35、議案第20号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。

別冊の横長の一般会計補正予算の議案をご用意いたします。議案第20号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和2年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億945万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億3,578万8,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年6月11日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が2ページ、歳出を3ページに載せてございます。

4ページを飛ばしていただいて、5ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書、総括の歳入を載せてございます。6ページを御覧ください。今回の補正額1億945万7,000円の財源については、国、道支出金で1,335万2,000円、地方債で980万円、その他財源で3,261万9,000円、一般財源で5,368万6,000円でございます。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。14ページをお開きください。歳出、14ページでございます。2款総務費、1項総務管理費、4目基金積立費、24節積立金では、減債基金積立金132万円、国営緊急農地再編設備事業において新たな土取場から土を採取することとなり、その際に発生した伐採木の売払い収入132万円と同額を将来の安定した財政運営に向けた対応として減債基金に積み立てるため補正するものでございます。

5目の文書広報費、10節の需用費では、消耗品費で12万4,000円、町内各世帯等に配布しております防災ラジオについて、内蔵されている充電式電池の使用推奨期限が切れているものが多数あり、在庫不足が見込まれることから、充電電池の購入費の補正でございます。修繕料17万8,000円は、当初予算で新規の防災ラジオ30台分を計上しておりましたが、返却を受けたラジオなど、修理すれば使えることから、新規購入よりも低価格で使用が可能となる50台分の修繕費を補正するものでございます。

7目地域振興費、1節報酬では、会計年度任用職員報酬759万2,000円、議案第15号の条例改正でも説明させていただきましたが、地域おこし協力隊の報酬について会計年度任用職員制度への移行に伴い、このほど国の要綱が改正され、期末手当の支給が明記されたこと、それから特別交付税措置の上限額が増額する見込みとなりまして、期末手当分の報酬額を補正するものでございます。増額執行分は、全額特別交付税措置がされます。

8目の自治創生費、23節投資及び出資金では、まちづくり会社出資金2,280万円、ニセコ生活モデル地区構築事業について、今年度から実施設計が始まるなど、事業の実施段階に入っております。本事業の実施方法としては、これまでの検討経過を踏まえて行政と民間企業が一体となった事業主

体でありますまちづくり会社の設立を必要とし、その会社設立に係る出資金について他の出資者との合意形成を図りつつ、本町分の所要額を補正するものでございます。

別冊の補足資料の一番裏側、7ページを御覧ください。補足資料の一番裏側でございます。まちづくり会社の出資金として、目的はニセコ生活モデル地区の開発運営、地域エネルギー事業を実施する官民連携の主体の設立を目的とした出資金となります。今回補正計上いたしました2,280万円は、資本金6,000万円の38%となります。中ほどからニセコ町まちづくり会社創立概要書案について掲載してございますので、御覧いただきたいというふうに思います。

続きまして、議案に戻りまして22目新型コロナウイルス特別対策費、3節の職員手当等では、新型コロナウイルスの影響に伴う経済対策の実施や感染症対策、突発的な町有施設の急患等対応に要する事務経費として、時間外勤務手当30万2,000円の補正でございます。10節の需用費の消耗品では、新型コロナウイルスの影響で日本酒の売上げが減少しており、ニセコ産酒米の出荷量も落ち込んでいる状況の中、ニセコ産酒米を原料とする消毒用アルコールを製造することとし、その製品の購入費について補正するものでございます。一般に流通している消毒用アルコールはほぼ輸入原料に依存しておりますが、地域産米を原料とする製品はほかに例がないことからニセコ産米のPRを同時に図り、今後の消費拡大につなげる考えです。消毒用アルコールは、公共施設のほか福祉施設、病院等に配布する予定で、1本500ミリリットルの1,500円を800本で120万円、配布用消耗品としてスプレーボトル5万5,000円の合計125万5,000円の計上となっております。17節備品購入費では、新型コロナウイルス感染症対策として役場窓口に飛沫感染防止用のパネルを設置しております。現在はアクリルパネルを既存予算で購入し、つい立てについてはレンタル用品で対応しておりますが、つい立ての借り上げ料が3か月で10万2,000円と経費もかかることから、今後の対応を鑑みて木製つい立ての購入費を補正するもので、2万1,000円の7セット分16万2,000円の計上となっております。18節負担金補助及び交付金の観光協会派遣職員負担金では200万円、新型コロナウイルスの影響に伴い株式会社ニセコリゾート観光協会から本町に対して職員出向の打診があり、検討した結果新型コロナウイルスの感染拡大による観光協会の実情等を勘案し、有島記念館及び鉄道遺産群の維持管理並びにPR活動に従事する業務として4月17日から職員1名を受け入れることといたしました。その職員に係る経費として、会計年度任用職員給、社会保険料、通勤手当相当額を負担金で支払うため、所要額を補正するものでございます。

15ページになります。中学校修学旅行補助では17万5,000円、ニセコ中学校の修学旅行については毎年4月に実施されておりますが、新型コロナウイルスの影響を受け延期対応を余儀なくされております。延期する日程は、受験等を鑑みて10月28日から10月30日までの2泊3日で実施の予定です。また、行き先については関西方面を予定しておりましたが、10月末の予約状況や金額等を勘案し、東北方面に切り替えることで調整をしております。今回その東北方面の行程について再精査した結果、保護者からの徴収金では不足が生じる見込みとなるため、新型コロナウイルスに伴う影響額として追加される費用を補正するものでございます。次に、地域医療維持給付金では500万円、町内の医療機関、ニセコ医院では新型コロナウイルスの影響により本年1月から5月にかけて患者数が減り、診療報酬も減少している状況です。そのため職員の給料の支払いや医薬品の調達などに影響が

生じており、ニセコ医院から支援要望をいただいております。町としても地域医療を守る観点等から給付金を支給するための費用を補正するものでございます。

3項、戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、12節の委託料では、社会保障・税番号制度関連機器設置調整業務委託料76万7,000円、こちらは住民基本台帳ネットワーク接続専用のパソコンについて平成27年度の導入から5年を迎えるため更新が必要となり、このほど北海道自治体情報システム協議会より参考見積りの提示があったことから所要額を補正するものでございます。機器の更新については、8月に実施予定の7道府県の町村会が行う共同調達に参加し、経費及び事務の効率化を図ります。内訳といたしまして、2台分の機器の搬入設置、ネットワークの接続、全ソフトウェアのセットアップ、動作テスト、指定情報処理機関から提供されるソフトウェアのインストール動作テストとなっております。17節部品購入費では、コンピューター機器備品64万5,000円の計上です。内訳として、総合端末ノート型ICカードリーダーライター、照合情報読み取り装置タッチパネルのいずれも2台分となります。

16ページになります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、27節繰出金では、簡易水道事業特別会計繰出金1,000万円の計上です。簡易水道会計の歳入歳出均衡に伴う繰出金を補正するもので、財源として公共施設整備基金を充当いたします。

17ページになります。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節の負担金補助及び交付金の新規作物及び新規栽培技術導入チャレンジ事業補助では121万円の計上です。曾我ニンニク栽培機械利用組合が取り組もうとしております新栽培技術、これは乗用型のニンニク播種機になりますが、その導入費242万円についてニセコ町新規作物及び新栽培技術導入チャレンジ事業補助要綱に基づき、導入に要する2分の1の費用を補正するものでございます。

18ページになります。7款商工費、1項商工費、2目観光費、8節旅費では、費用弁償4万5,000円、令和2年5月1日付で商工観光課所属の集落支援員として採用した職員が通勤手当の支給対象者であることから、通勤に要する費用弁償を補正するものでございます。なお、5月分を既存予算で対応しており、その部分も合わせた補正計上でございます。12節委託料の綺羅乃湯地下水調査業務委託料2,006万4,000円の計上です。本町市街地において水道の需要量が増えてきている状況にあります。市街地の中でもニセコ駅前温泉綺羅乃湯が通常使用する水道使用料は2か月で約3,200立米と一般家庭3人家族の平均30立米と比較すると100倍を超える使用料となっております。市街地区内に十分な水道量を確保することや、綺羅乃湯の水道料金の節減による経営向上を図ること、それから災害等で水道が停止した際にも水道水の供給ができる施設に機能向上するため、綺羅乃湯の井戸掘削を行います。今回の補正予算では、電気探査及びボーリング調査にかかる費用を計上し、綺羅乃湯で使用できる水質、水量が確保できるかの調査を行います。水質、水量ともに綺羅乃湯で使用することが判明した際には、ボーリング地点から施設に給水するための実施設計及び工事に関わる費用の追加補正を現在考えております。なお、財源として緊急防災・減債事業を申請しておりますが、現時点では公共施設整備基金を充当いたします。18節の負担金補助及び交付金の地域DMO推進事業負担金では70万円の計上です。本町においてさらなる地域の観光戦略や観光地経営ができる組織づくりが必要とされておりました、株式会社ニセコリゾート観光協会に対して株式会社JTB

及び株式会社日本旅行から各1名の職員の派遣をいただき、観光地経営の中心的組織として体制づくりを行っているところでございます。当初予算においては、JTBへの負担金を1,000万円、日本旅行への負担金を850万円と計上しておりましたが、日本旅行への負担金が920万円と決まり、予算不足が生じることから所要額を補正するものでございます。なお、本町が負担する額は850万円を上限としておまして、差額70万円についてはニセコリゾート観光協会が負担することとしております。

19ページになります。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、12節委託料では町道等維持管理業務委託料350万円の計上です。町道等の側溝改修のほか作業委託について経年による土砂の流出や草木、草や木が積み重なり側溝や取付け道路の横断管に堆積し、流れが悪くなっている状況で、今年の雨水や雪解け水は飲み切れず、道路や畑が浸水し、影響を及ぼしていることから既存予算で5月までに対応した分の費用を補正するものでございます。

5項都市計画費、1目都市計画総務費、14節工事請負費では、建物解体工事として294万8,000円の計上です。周辺環境に悪影響を及ぼしている所有者不在の空き家、宇本通105番地、こちらは警察官駐在所の横裏手について相続財産管理人と購入に向けて協議を行っております。購入後は跡地を堆雪スペース等として活用するため、家屋の解体等に要する費用を補正するものでございます。

工事の箇所図として別冊の補足資料、こちらの4ページを御覧いただきたいと思います。4ページ、先ほど説明いたしました、警察官駐在所の横というか、横からちょっと裏手にかけての建物の解体でございます。なお、普通財産用地の購入費については建物解体工事を町で実施するため土地査定額から解体工事費を差し引いた金額を土地の購入費とすることで協議をしておまして、土地の査定額291万円から廃屋の解体工事、これは相続財産管理人の見積書になりますが、284万4,000円を差し引いた6万6,000円を16節の公有財産購入費で普通財産用地購入費として計上してございます。

続きまして、20ページになります。9款消防費、1項1目消防費、18節負担金補助及び交付金の羊蹄山麓消防組合負担金1,065万7,000円につきましては、負担金の内訳としてこちらも別冊の補足資料で説明をいたしますので、まず6ページを御覧ください。6ページのニセコ支署費で予算計上しておりますプロジェクター、デジタルカメラ、ワイヤレスアンプについて、コミュニティ助成事業補助金が不採択となり、申請していた備品購入を取りやめることとしたため、備品購入費71万6,000円の減額補正でございます。次に、ニセコ支署施設費で予算計上しております消火栓の撤去工事について、本町上下水道課との協議により町で譲渡することで調整したため、工事請負費28万6,000円を減額補正でございます。その下、高規格緊急自動車の更新に伴いまして、ベース車両として配置要望しておりましたJA共済連の緊急自動車の不採択となりまして、自前で整備をするための備品購入費1,168万8,000円を増額補正するものでございます。財源として、過疎債を申請しております。

資料の5ページ、国庫支出金では、ニセコ消防団費で予算計上しております救急救命用器具につきまして、消防団設備整備費補助金が充当できる見込みとなったことから歳入で2万9,000円を増額補正しております。以上、4点の差引きを行い、本町負担金として1,065万7,000円を補正するも

のでございます。

21ページになります。10款教育費、1項教育総務費、4目教育諸費、17節の備品購入費では、1,548万8,000円の計上です。本年度以降に順次実施される新学習指導要領に基づき、子どもたち一人一人に個別、最適化された学びを実現するため必要となるパソコンの購入費を補正するものでございます。当初の計画では、国の公共施設情報機器整備費補助金を活用して5か年で整備する予定でございましたが、新型コロナウイルス感染症対策の一環として制度が本年度1年のみと繰り上げて実施されることとなり、本町もその補助金に合わせた整備を行うものでございます。財源の対象となるのは、児童生徒の3分の2となる256台分で、1台当たり4万5,900円の定額補助、補助の対象とならない残り3分の1、106台分の導入については今後の新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金の追加配当の状況を見ての判断となりますが、基本的には次年度以降に町単費での購入を予定してございます。内訳として、パソコン本体で4万5,000円、設定費で1万円で、256台分となっております。

2項小学校費、1目学校管理費、14節工事請負費では、その他営繕工事40万円の計上です。工事箇所図として、別冊の補足資料の4ページを御覧ください。ニセコ小学校の南側ののり面の場所でございます。ニセコ小学校の校舎とグラウンドの境にあるのり面の一部が崩れまして、縁石の土台部分がむき出すなど安全の確保ができない状況となっているため、修繕に要する費用を補正するもので、修繕内容については崩れているのり面土砂等の撤去と植生土のうによるのり面の再構築を行います。

2目教育振興費、10節需用費の消耗品費では8万1,000円、今年度から開始されました新学習指導要領が求めるキャリアパスポート活動を町内小学校で取り組むこととし、児童一人一人が自分の活動を記録するためのファイルの購入費を補正するものでございます。このファイルには学習の記録や成長過程が記録され、将来的に自分自身の将来の進路を考える際の資料として活用されます。

3項中学校費、1目学校管理費、17節の備品購入費では教材備品23万6,000円です。ニセコ中学校において理科の授業で活用する備品購入、これは真空冷の実験セット1台と電流電流磁界観察器9台の要望がありまして、国の理科教育施設整備費等補助金対象経費2分の1以内へ要望したところ内定の通知があったことから、教材備品の購入費を補正するものでございます。

4項高等学校費、1目高等学校総務費、11節役務費では、通信運搬費8万5,000円、新型コロナウイルスの影響により4月20日から5月31日までをニセコ高等学校臨時休業といたしました。その間の自宅学習を行うため生徒に課題を送付し、回答を学校に返信することといたしました。その郵送料について、既存予算で対応いたしましたが、今後予算が不足することが見込まれるため補正するものでございます。

3目の教育振興費、12節の委託料では、ホームページ作成業務委託料71万5,000円の計上です。ニセコ高校では、学校のPRとしてポスターやパンフレットを中学校等に配布、掲示するほか、ホームページを設けて活動内容やお知らせなどを随時掲載しております。今年度ニセコ高校の新入生が9名と少なかったこともあり、中学校等にアンケート調査を実施したところ、寄せられた回答からニセコ高校の特徴や活動について十分に理解されていないことが分かりました。そのため来年度の

新入生確保に向けて中学校や、その保護者に対してニセコ高校をより分かりやすくアピールできるよう、既存予算において生徒募集用のポスターやリーフレットをデザインを更新するほか、ホームページについてもより目にとまりやすいデザインと内容にリニューアルするため、それに必要となる費用を補正するものでございます。

22ページになります。4目寄宿舎管理費、14節工事請負費では、ニセコ高校寄宿舎営繕工事23万5,000円、ニセコ高校の寄宿舎は男子と女子を東西の棟に分け、昼夜を問わず男女間の行き来を禁止しております。しかし、東西の棟をつなぐ廊下には物理的に隔てられる間仕切り等が設置されていない状況にあり、来年度の新入生確保に向けて保護者に安心して生徒を預けられる施設とするため、間仕切りドアを設置するものでございます。併せて、外とつながる非常口のドアノブにカバー式非常装置を設置し、非常時以外は出入りができないようにするための環境改善も行います。

5項幼児センター費、1目幼児センター費、17節備品購入費では、施設管理用備品39万6,000円、新型コロナウイルス等の感染症対策に必要な保健衛生用品の購入費を補正するものです。財源として、教育支援体制整備事業交付金10分の10を見込んでおりまして、歳入についても補正しております。

6項社会教育費、2目有島記念館費、17節備品購入費では、一般備品31万1,000円、有島記念館内のミュージアムショップで使用してきたレジが故障したことから、更新に要する費用を補正するものでございます。新たなレジについては、アイパッドを用いたA i rレジを導入し、在庫管理機能も賦課することで日々の在庫チェックや月1回の棚卸作業の軽減を図ります。

続いて、歳入について7ページをお開きください。歳入、7ページです。11款地方交付税、1項1目1節地方交付税では、特別交付税で759万2,000円です。地域おこし協力隊の報酬について、会計年度任用職員への移行に伴い期末手当が支給されたこと、それから特別交付税措置の上限額が増減する見込みであることから歳出と同額を補正するものでございます。

8ページになります。15款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金、5節の都市計画費補助金では、空き家対策総合支援事業補助金100万円、所有者不在の空き家除去について補助金対象経費の5分の2以内の内示を受けたことから補正するものでございます。5目の教育費国庫補助金、1節教育総務費補助金では、公立学校情報機器整備費補助金1,175万円、町内小中学校において1人1台のパソコンを購入するための財源として児童生徒の3分の2である256台分の補助金が該当できる見込みであることから補正するものでございます。3節の中学校費補助金では、理科教育設備整備費等補助金、歳出も説明いたしましたが、中学校において理科授業で活用する新規の備品購入の要望がありまして、その財源として補助金2分の1以内の内示を受けたことから発生するものでございます。4節の幼児センター費補助金では、教育支援体制整備事業費交付金50万円、新型コロナウイルス感染症対策の一環で幼児教育における保健衛生用品の購入に対して補助金が交付される見込みとなったことから補正するもので、財源については歳出補正の施設管理用備品39万6,000円に充当するほか、既存予算、これは洗濯機10万9,000円にも充当いたします。

9ページ、17款財産収入、1項財産運用収入、1目の財産貸付収入、1節の土地貸付収入では、町有地貸付料59万9,000円、平成31年4月1日付で八海醸造株式会社と土地の賃貸借契約を交わし、

ニセコアンヌプリ森林公園の一角を令和32年3月31日までの30年間に於いて貸借することとした費用について昨年度途中で補正対応いたしました。令和2年度の当初予算で計上していなかったことから歳入の追加補正をするものでございます。

2項財産売払い収入、1目不動産売払い収入、3節立木売払い収入では132万円、本町で実施しております国営緊急農地再編整備事業において、客土用の土地を確保するため町有地であります字絹丘1番地1内の新たな土取場から土を採取することとなりました。北海道開発局の発注により、4ヘクタールの採取作業を行いました。その際に発生した伐採木について売払いを行ったことによる収入を補正するものでございます。

10ページになります。19款繰入金、1項基金繰入金、4目1節公共施設整備基金繰入金では3,000万円、ニセコ駅前温泉綺羅乃湯で実施する地下水調査、それから簡水会計で実施する送水管布設工事について公共施設整備基金を充当するため補正するものです。

11ページ、20款繰越金、1項1目繰越金、1節前年度繰越金において歳入歳出予算の収支均衡を図るため4,609万4,000円の計上です。

12ページは、21款諸収入、5項4目23節雑入において、観光協会派遣職員負担金70万円の計上です。歳出で予算措置しております地域DMO推進事業負担金について本町が負担する額は850万円を上限としており、日本旅行への負担金の差額70万円についてはニセコリゾート観光協会が負担することから歳入を補正するものでございます。

13ページになります。22款町債、1項町債、5目消防債、1節消防債において高規格救急自動車整備事業債980万円の計上です。ベース車両として配置要望しておりましたJA共済連寄贈の救急自動車が不採択となりまして、自前で整備するための費用について過疎債を充当する見込みであることから補正するものでございます。

4ページにお戻りいただきます。4ページ、第2表、地方債補正でございます。今ほど歳入で説明をいたしました起債の限度額の変更に関する補正を行うものでございます。高規格救急自動車整備事業については、変更前の限度額1,730万円を2,710万円に変更いたします。変更後の起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同様でございます。

それから、26ページに地方債の残高に関する調書が添付されておりますので、後ほど御覧いただきたいというふうに思います。

失礼いたしました。23ページから25ページについては、給与費の明細書を記載しておりますので、後ほど御覧いただければありがたいというふうに思います。

議案第20号については以上でございます。

続きまして、日程第36、議案第21号 令和2年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算について説明をいたします。議案は27ページでございます。議案第21号 令和2年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算。

令和2年度ニセコ町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,446万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月11日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、28ページが歳入、29ページが歳出でございます。

続いて、30ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書、総括、31ページ、歳出の合計欄を御覧ください。今回の補正額1,000万円の財源については、全て一般財源でございます。

それでは、先に歳出の33ページを御覧ください。3款建設改良費、1項1目建設改良費、14節工事請負費では、送水管布設工事で1,000万円の計上です。工事の施工箇所として別冊の補足資料の3ページを御覧ください。ちょっと見づらいと思いますが、ニセコ地区アンヌプリスキー場の下の林道のところでございます。こちらにつきましては、令和2年2月に発生をいたしましたニセコ地区配水池の水源の湧水量の低下に伴いまして応急的な措置として曾我地区の第2配水池からニセコ地区配水池へ送信するため架設管を設置をしております。今回その架設管を地中に埋設するための工事費を補正するもので、この工事によりまして今後も緊急的な湧水量の低下に伴う供給能力を確保いたします。なお、財源といたしまして辺地債及び簡水債を申請する予定となっております。

次に、32ページの歳入でございます。3款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金では、歳入歳出補正予算に伴う収支均衡による一般会計繰入金1,000万円の増額補正となっております。

説明は以上でございますが、本補正予算に関わる会計総括表及び一般会計及び簡水会計の歳入及び歳出の内訳、補正予算の枠組みにつきましては別冊の補正予算資料ナンバー2を御覧いただきたいというふうに思います。

提案議案の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議事の都合により、議案第13号ニセコ町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての件から議案第21号 令和2年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件までの9件は、質疑、討論、採決を6月18日に行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号ニセコ町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての件から議案第21号 令和2年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件までの9件の質疑、討論、採決は6月18日に行うことに決しました。

◎日程第37 発議第4号から日程第39 発議第6号

○議長（猪狩一郎君） 日程第37、発議第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案の件から日程第39、発議第6号 気候非常事態宣言に関する決議案の件まで3件を一括議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

木下裕三君。

○2番（木下裕三君） それでは、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について提案理由を読み上げて提案とします。

北海道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林、間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など様々な取組を進めてきました。ニセコ町においても、北海道とも連携しながら木造公共施設の整備や隣地保全等に取り組んできています。人工林資源が本格的な利用期を迎える中、林業従事者の雇用の確保や計画的な間伐や伐採後の着実な植林を一層進めるため地方債の特例措置を継続するなど、森林資源の循環利用による林業、木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実、強化を図ることが必要です。

これらを国に強く要望するため、法第99条の規定による意見書を提出します。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に、斉藤うめ子君。

○5番（斉藤うめ子君） それでは、意見書案を読み上げます。

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書案。

意見書の趣旨を説明させていただきます。

現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められていません。婚姻の際、実際96%が夫の姓となり、結婚後も同じ姓を使いたいと願う女性は望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益、不都合を強いられています。夫婦同姓の強制は間接的な女性差別であり、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反しています。別姓を望む人にその選択を認める選択的夫婦別姓制度導入を求める声はますます切実で、提訴が相次いでいます。世論調査でも賛成が7割近くを占め、反対を上回っています。世界で夫婦同姓を法律で義務づける国は日本だけです。国連女性差別撤廃委員会は、繰り返し同姓強制は条例違反として法改正を勧告しています。国は、別姓を選択する自由を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声に応え実現すべきです。

以上のことから、国においては選択的夫婦別姓制度の法改正を実現することを強く求めます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に、浜本和彦君。

○6番（浜本和彦君） それでは、気候非常事態宣言に関する決議の提案の説明をいたします。提案理由を読み上げて説明とします。

日本を含め世界において地球温暖化による熱波、台風、豪雨、洪水、干ばつ、森林火災などの自然災害、氷河の急激な融解など気候変動の深刻な影響が顕著になっています。同時に世界中で警鐘を鳴らす声も強くなっています。気候変動の原因といわれている温室効果ガスの削減は、人間社会における不可避の問題であり、人類全ての喫緊の課題であると認識されています。

ニセコ町環境モデル都市第二次アクションプランで、ニセコ町におけるCO₂の削減目標を2015年を基準年として中間年の2030年までに44%、目標年の2050年までは86%削減することとして

います。このような中、今こそ町民とともに行動を起こさなければなりません。また、ニセコ町は水環境を守るとともに景観維持のための取組を長年取り組んできていますが、近年の開発による森林環境の維持の困難さなど急激な社会状況の変化にもさらされつつあり、ニセコ町にとっても大変危惧される状況です。

よってニセコ町議会は、2050年までにCO₂の排出86%削減を目指す取組を全町民に推進していくため、また持続可能なまちづくりをさらに推進するよう、町に対して気候非常事態を宣言することを強く求めるため、決議案を提案いたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっている発議第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、発議第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案は、産業建設常任委員会に付託することに決しました。

お諮りします。ただいま議題となっている発議第5号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書案及び発議第6号 気候非常事態宣言に関する決議案の2件は、総務常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、発議第5号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書及び発議第6号 気候非常事態宣言に関する決議案の2件は、総務常任委員会に付託することに決しました。

◎休会の議決

○議長（猪狩一郎君） お諮りします。

議事の都合により、6月12日から6月17日までの6日間休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、6月12日から6月17日までの6日間休会することに決しました。

◎延会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

なお、6月18日の議事日程は当日配付します。

本日はご苦労さまでした。

延会 午後 4時59分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (自 署)

署 名 議 員 木 下 裕 三 (自 署)

署 名 議 員 高 瀬 浩 樹 (自 署)